



# 第9回会合資料

---

平成18年4月11日



# ～ 目 次 ～

<b>I</b>	<b>放送</b> .....	<b>2</b>
1	マスメディア集中排除原則について.....	2
2	IPマルチキャスト再送信について.....	8
3	地上デジタル完全移行後の周波数の有効利用について.....	13
4	県域免許について.....	19
<b>II</b>	<b>NHK</b> .....	<b>22</b>
1	ガバナンスについて.....	22
2	公共放送の範囲について(NHKの組織の在り方) .....	27
3	受信料制度について.....	35
4	国際放送について.....	47
5	アーカイブの有効利用について.....	57
6	技術開発について.....	59



# I 放送

## I-1 マスメディア集中排除原則について

- I-1-1 マスメディア集中排除原則の緩和に関する論点について
- I-1-2 マスメディア集中排除原則の概要①
- I-1-3 マスメディア集中排除原則の概要②
- I-1-4 諸外国のマスメディア集中排除原則
- I-1-5 マスメディア集中排除原則の最近の主な改正経緯

# I-1-1 マスメディア集中排除原則の緩和に関する論点について



検討事項	論点	その他の検討の視点
<b>&lt;放送に係る経営環境の変化への対応&gt;</b>		
1 放送事業者の経営形態の在り方	○ 放送事業者の自立性(番組編集の自由等)や地域性(地域情報の提供等)の確保と、グループ全体としての経営基盤強化という二つの要請の両立を可能とする経営の選択肢の在り方。 【検討事項例】 ー 現行の契約によるネットワーク系列の在り方 ー 純粹持株会社や事業持株会社によるグループ経営の在り方 等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的に想定される持株会社の形態</li> <li>・ マスメディア集中排除原則の特例の定め方</li> <li>・ 子会社とする放送事業者の範囲</li> <li>・ 外資規制との関係</li> <li>・ 当該持株会社の適格性の確保の在り方 等</li> </ul>	○ 多額のデジタル化投資を要するローカル局の経営基盤の強化 ○ グループ連結経営を可能とすることによる放送事業の効率化と国際競争力の強化
2 放送事業者の業務範囲の在り方		
(1) BSデジタル放送と地上放送の兼営の可否	○ BSデジタル放送を取り巻く厳しい経営状況に照らし、同放送と地上放送との兼営要望が出されているが、その是非。	○ 同上(事業者の経営基盤強化を通じた番組の充実等)
(2) FMとテレビの兼営の可否	○ 一の者によるテレビとラジオの兼営が禁止されている中で、AMとテレビは歴史的経緯から兼営が認められているが、同様に、FMとテレビの兼営を認めることの是非。	○ 規制の統一性・整合性の確保
(3) 三事業「支配」の基準の明確化	○ 同一地域でテレビ・AMラジオ・新聞を同時に支配することは原則禁止・例外許容とされているが、その例外の範囲を明確化することの是非。	○ 規制の透明性の向上
3 衛星放送ビジネスの在り方	○ 衛星放送分野において、視聴者ニーズに迅速に対応し、通信・放送融合時代にふさわしい、総合的なビジネスモデルを選択可能とする観点から、CS放送に関し、プラットフォーム機能と相当数のチャンネルを併せ保有する形態を認め、マスメディア集中排除原則を緩和することの是非。	○ 視聴者サービスの向上や事業者の経営基盤強化 ○ CS放送とケーブルテレビとの間など、プラットフォーム間における競争促進と市場の活性化



# I-1-2 マスメディア集中排除原則の概要①

## 放送法第1条（目的）

放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること

放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること

## 放送法第2条の2（放送普及基本計画）

放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする

一の者によって所有又は支配される放送系の数を制限  
多元性、多様性、地域性の三原則を実現

### 電波法第7条第2項第4号

放送局免許の審査基準

### 放送法第52条の13第1項第3号

委託放送業務認定の審査基準

### 電気通信役務利用放送法第5条第1項第6号

電気通信役務利用放送登録の審査基準

省令	放送局の開設の根本的基準 第9条等	放送法施行規則 第17条の8等	電気通信役務利用放送法 施行規則第7条
対象	放送局を開設しようとする者 (地上・BSアナログ)	BSデジタル・CS委託業務の 認定を受けようとする者	電気通信役務利用放送の業務 を行おうとする者

# I-1-3 マスメディア集中排除原則の概要②



	地上放送・BSアナログ (コミュニティ放送を含む)	BSデジタル	CSデジタル	電気通信役務利用放送		有線テレビジョン 放送
				衛星系	有線系	
	<b>一の者が支配可能な放送事業者の数を制限</b>					
支配の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一の放送対象地域 : 議決権の<b>1/10超</b></li> <li>異なる放送対象地域 : 議決権の<b>1/5以上</b></li> <li>隣接地域(7地域まで)で 連携する地上放送事業者 : 議決権の<b>1/3以上</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議決権の<b>1/2超</b> (地上放送事業者の場合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議決権の<b>1/3以上</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議決権の<b>1/3以上</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議決権の<b>1/3以上</b></li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     業務区域と放送対象地域が重複する地上放送事業者の場合                 </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法令上特段の規制はない</li> </ul>
中継器による制限	○なし	○地上放送事業者は、原則として支配不可	○地上放送事業者は2中継器まで支配可能	○地上放送事業者はCSデジタル放送と合計で6中継器まで支配可能	○なし	○なし
その他の規律	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経営困難時の特例措置あり</li> <li>○隣接地域(7地域まで)のうち、一の地域に他のすべての地域が隣接している場合はローカル局相互の兼営が可能</li> <li>○放送対象地域が重複する場合、AM及びテレビの兼営は可能</li> <li>○原則として、三事業(テレビ、AM、新聞)支配の禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経営困難時の特例措置あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経営困難時の特例措置あり</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○業務区域と放送対象地域が重複する地上放送事業者は参入不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般放送事業者及び一般放送事業者に支配される者については、審査基準において                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・他にを行う者がいない</li> <li>・住民からの要望等の事情が必要</li> </ul> </li> <li>【支配の基準】                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・議決権の1/10超</li> </ul> </li> </ul>

注1: 支配の基準については、このほか、役員に関する規定(1/5超の役員兼務、代表権を有する役員又は常勤役員の兼務)が存在

注2: 地上放送につき、主たる出資者等は、できるだけその放送に係る放送対象地域に住所を有する者

# I-1-4 諸外国のマスメディア集中排除原則



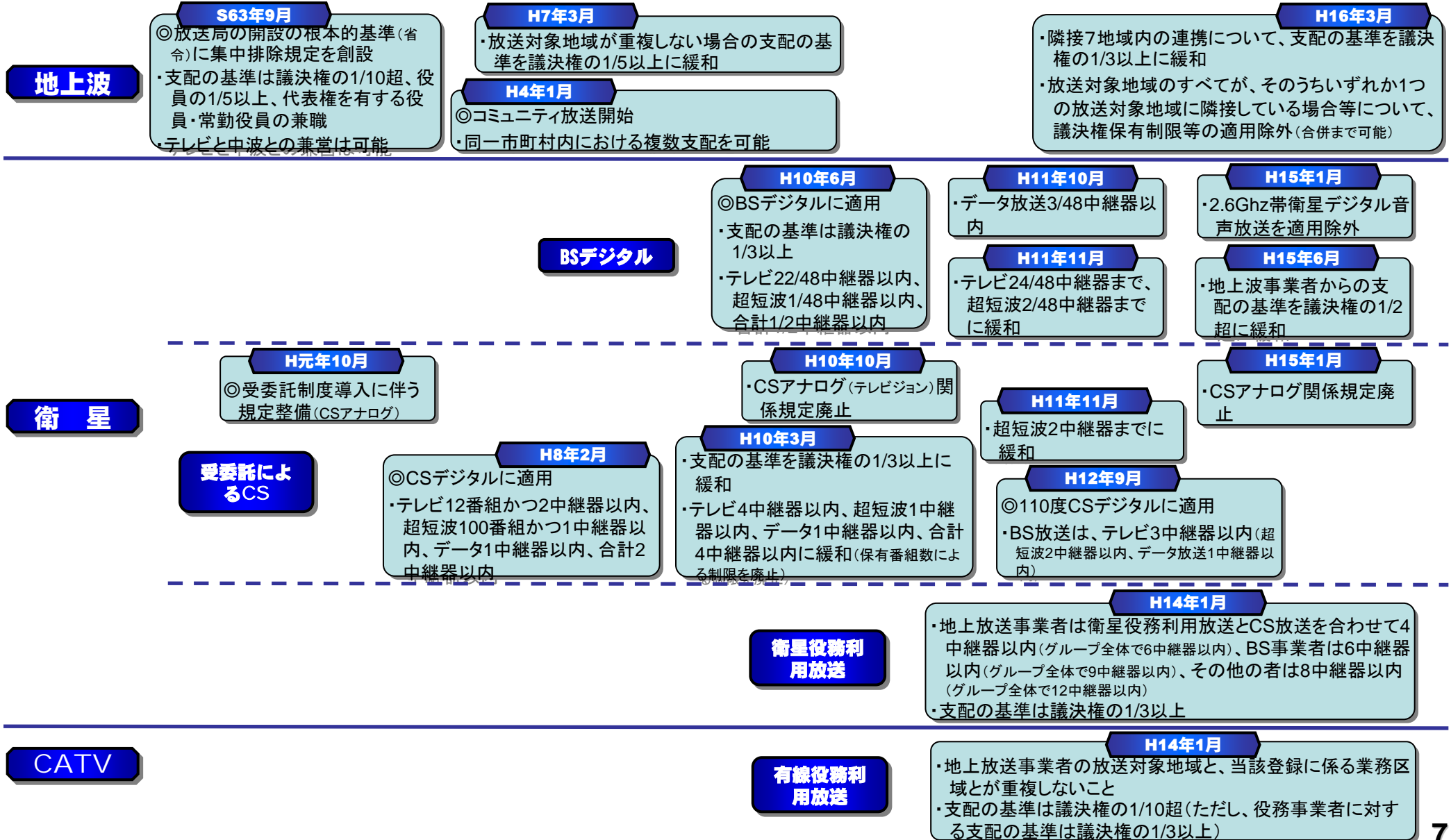
- ・ 欧米諸国でも、放送の多元性の確保等のため、マスメディア集中排除原則と同様のルールが堅持されている
- ・ 近年、主要先進国においては、同一地域内での地域性確保のための規律を継続する一方で、地域をまたがる複数局支配は一定の条件の下で緩和する手法が主流となりつつある

	米国	英国	仏国	独国	伊国	韓国
免許の概要	地域免許 マスメディア集中排除は、全国210の地域(DMA)ごとに管理(約1,400局の放送局が存在)	Channel 5 は全国免許 Channel 3 は地域ごとの15の免許及び1の全国免許(合計16局の免許付与)	全国免許・地域免許の両方あり(全国放送3局の放送局が存在)	16の州ごとに免許(全国で放送が可能) (地上アナログ放送は公共放送のみ、地上デジタル放送はベルリンでは12チャンネルが存在)	全国免許・地域免許の両方あり(全国放送11局のテレビ局が存在)	全国免許・地域免許の両方あり(全国放送4局はいずれも公共放送)
地域所有規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8局未満の局しかないDMAでは、複数局支配不可</li> <li>・ 8局以上の局があるDMAでは一定の条件の下で、2局まで支配可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Channel 3 について、地方紙シェア20%超の新聞社は免許取得禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一地域での地域テレビ局の複数許可取得禁止</li> <li>・ 全国テレビ局(年間平均視聴率がテレビサービスの2.5%超のもの)の許可取得者は、地域テレビ局の1/3超の議決権の保有禁止 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 州ごとに、新聞とのクロス所有規制あり</li> <li>・ 支配的世論形成力(30%超の年平均視聴率等)を有することとなる保有は禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幅広いメディア関連事業の市場(SIC:統合コミュニケーションシステム)において、特定の1社の収入が、その20%以上を占めることを禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合編成又は報道に関する専門編成を行う放送事業者の株式、持分の100分の30超の保有禁止</li> <li>・ 売上額が全放送事業者の売上額の100分の33超となる相互兼営禁止</li> <li>・ 新聞社等による総合編成又は報道に関する専門編成を行う放送事業者の株式、持分の所有禁止</li> </ul>
全国所有規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4大ネットワーク間の合併禁止</li> <li>・ 全国視聴可能世帯数の39%超となる複数局支配の禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Channel 3 について、全国紙シェア20%超の新聞社は免許取得禁止等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国テレビ局の複数許可取得禁止</li> <li>・ 全国テレビ局(年間平均視聴率がテレビサービスの2.5%超のもの)の議決権の49%超の保有禁止</li> <li>・ 1の全国テレビ局の議決権の15%超を保有している場合、他の全国テレビ局の15%超の議決権の保有禁止 等</li> </ul>			等



# I-1-5 マスメディア集中排除原則の最近の主な改正経緯

マスメディア集中排除原則については、周波数の希少性、社会的影響力を中心に、多メディア化・多チャンネル化の進展などのメディア環境の変化を踏まえつつ、見直しをしてきている







## I-2 IPマルチキャスト再送信について

- I-2-1 IPマルチキャスト・地デジ再送信についての考え方
- I-2-2 IPマルチキャスト放送による多チャンネル化の実態
- I-2-3 区域外再送信の概要
- I-2-4 区域外再送信の実例(3波以下の地域の例)

# I-2-1 IPマルチキャスト・地デジ再送信についての考え方



## 情報通信審議会諮問第8号

### 「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」第二次中間答申(17.7.29)【抜粋】

#### 第3章 「通信・放送融合」の成果の積極的活用

##### I 基本的な考え方

(略)

##### II 伝送路の融合

(略)

##### 1 基本的な考え方

地上波は、「誰でも容易にアクセス可能」で「同時性・同報性」にも優れ、かつ「安価」で「安定」した伝送手段であることが過去数十年の実績によって立証されており、基幹メディアである地上放送の伝送手段には最もふさわしいものと考えられる。したがって、地上デジタル放送の伝送路については、アナログ放送の時代と同様、今後とも、地上波中継局によることを原則とすべきである。

しかしながら、2011年まで僅か6年を残すのみであり、前述したとおり、2011年アナログ停波の円滑な実現には、それ以前に十分な時間的余裕をもって、所要のすべての措置を終了することが必要となる。こうした状況にあっては、地上波中継に「並行」あるいは「代替」し得る伝送手段について、各々の伝送手段を担う事業者間の「公平な競争」の担保に配慮しつつ、あらゆる選択肢を検討し、可能なものは直ちに実行することが不可欠である。

(略)

##### 2 IP伝送

##### (1) 基本的な考え方

(略)

IPは、回線の効率的な使用を可能とする優れた伝送方式の一つであり、公衆通信網において、そのIP化が現在急速に進展していることは既に指摘したとおりである。したがって、IPマルチキャストを用いた光ファイバ等の通信インフラ(以下「IPインフラ」という。)については、地上波放送と同等のサービス実現に必要な一定の条件が満たされた場合には、条件不利地域に限らず、地上デジタル放送を視聴者まで配信する伝送路として積極的に活用すべきであり、政府としては、技術・制度の両面から、これを促進するための環境整備に努めていくことが必要と考える。

##### (2) 第1次中間答申との関係

(略)

##### (3) IPインフラを用いた地上波再送信(以下「IP再送信」という。)の実現に向けた目標

IPインフラの利用に関する当審議会の考え方と、そこに至る経緯については、おおむね以上のとおりである。こうした経緯と、本項冒頭に示した地上放送の伝送路に関する基本的な考え方を踏まえた上で、当審議会としては、IP再送信については、2008年中に、HDTV品質によって、全国で開始することを目標として、政府及び放送事業者その他の関係者が所要の取組を推進すべきであると考える。

そして、IP再送信を行うための技術上・運用上の仕組みを確立するには、実地検証を含めて相当の期間を要することを勘案し、2008年までに再送信を実施するための仕組みを確立するため、都市難視聴上の効果の検証等を含め、2006年からSD品質においてIP再送信を開始することが必要と考える。

以上の目標の実現に向け、政府及び放送事業者等関係者が取り組むべきと考えられる事項については、おおむね次のとおりである。

##### (4) 政府として取り組むべき事項

##### ① IP再送信に関する整理等

ア 2005年内に、IP再送信において確保されるべき技術面・運用面の条件を整理・公表

(略)

##### (ア) 技術面の条件

まず技術面において、地上放送事業者によって、当該IPインフラが地上デジタル放送の伝送路として許容されるための要件は、おおむね以下3点と考えられる。

第一に、IPインフラを用いた地上デジタル放送の送信が、当該放送対象地域内に限定されることの技術的担保が得られていることである。

(略)

第二に、送信される地上デジタル放送の内容及び品質の両面から、当該放送対象地域において放送される全チャンネルの伝送を含め、その同一性を保持するための技術的担保が得られていることである。

(略)

第三に、IPインフラによる伝送を実施するに際して、地上デジタル放送と同様に著作権保護を実現するため、DRM技術その他の技術的担保が得られていることである。

(略)



# I-2-2 IPマルチキャスト放送による多チャンネル化の実態

- 電気通信役務利用放送法の施行後、同法の登録を受けて、IPマルチキャスト方式(※)による放送サービスが4事業者により提供。
- 全国規模で事業を展開し、多チャンネルの放送サービスの他、VODサービス等も提供。
- 上記事業者のIPマルチキャスト方式による映像コンテンツ配信は、電気通信役務利用放送法上は、電気通信役務利用放送として取り扱われている。著作権法上は、ブロードバンドサービス等を用いて受信者がコンテンツの提供を求めることにより初めて自動的に送信されるものについては、放送には当たらず、自動公衆送信に該当するとしている。

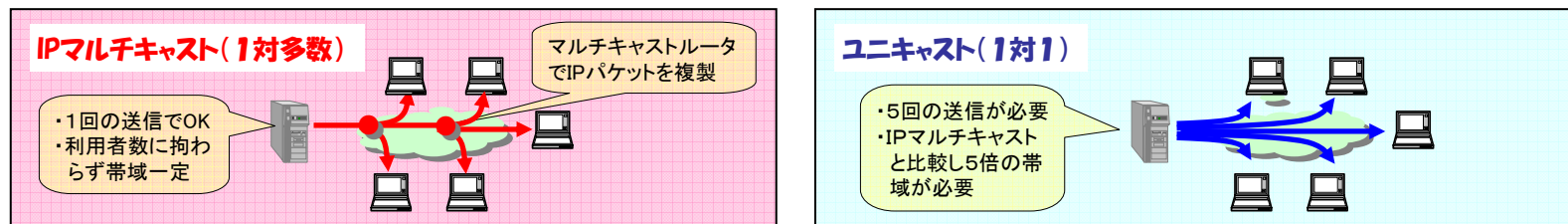
## ◇サービスの概要

サービス名	事業者名	サービス開始時期	サービス内容
BBTV	ビー・ビー・ケーブル(株)	H15.3	ベーシック34ch、無料4ch、アライム3ch、 (VODサービス(5000タイトル以上)も提供)
光プラスTV	KDDI(株)	H15.12	ベーシック25ch、オプション5ch (VODサービス(4000タイトル以上)、カラオケ(7500曲以上)も提供)
4 <sup>th</sup> MEDIA	(株)オンラインティーヴィ	H16.7	基本25ch、オプション18ch (VODサービス(4000タイトル以上)、カラオケ(7500曲以上)も提供)
オンデマンドTV	(株)アイキャスト	H17.6	ベーシック21ch、 (VODサービス(3000タイトル以上)も提供)

## ※ IPマルチキャストについて

IPマルチキャストとは、ネットワーク上に配置されたIPマルチキャスト対応ルータにおいてコンテンツ(IPパケット)を複製しながら、指定された複数の利用者に対してコンテンツを配信する技術

【例えば 端末5台に配信する場合】

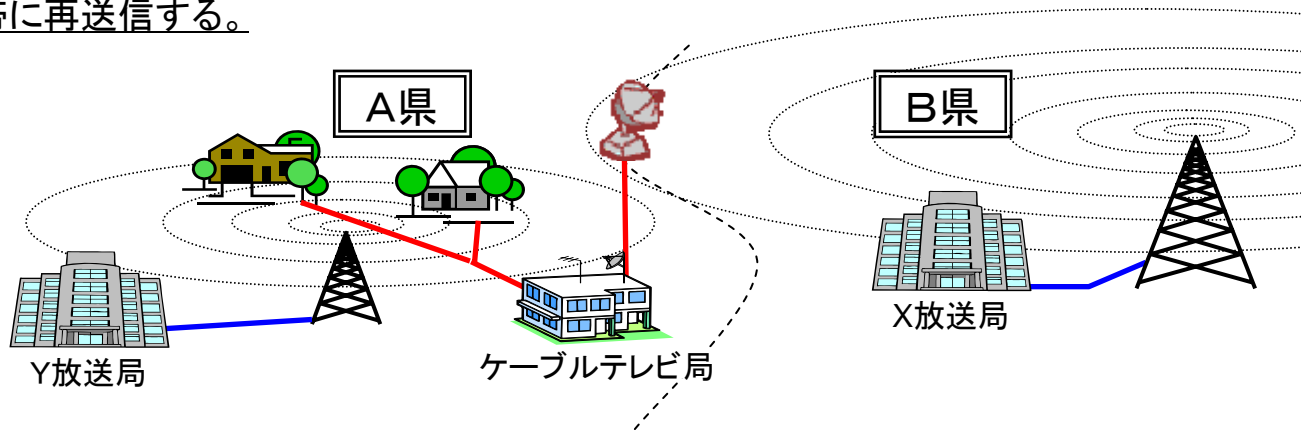


# I-2-3 区域外再送信の概要

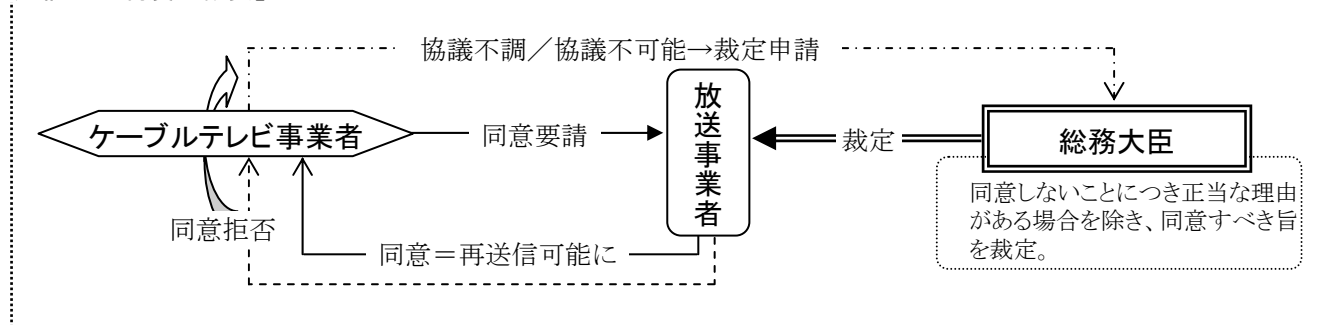
- 区域外再送信とは、地上波の放送局の放送対象地域外で、ケーブルテレビ事業者が当該放送局の放送を再送信すること。
- 区域外再送信を行っているケーブルテレビ事業者数は、454事業者、区域外再送信されているチャンネル数は、のべ2000チャンネル程度。(総務省調べ)
- なお、放送番組が一部カットして放送されるなど、放送事業者の放送の意図がその意に反し、害され又は歪曲されないことを担保するという趣旨から、ケーブルテレビ事業者は、放送局の放送を受信し、再送信するに当たっては、放送事業者の同意を得ることが必要。(有線テレビジョン放送法第13条第2項)

## ◇区域外再送信のイメージ

: B県を放送対象地域とするX放送局の放送を、ケーブルテレビ局が受信してA県内の世帯に再送信する。



### 【再送信同意制度の概要】



# I-2-4 区域外再送信の実例(3波以下の地域の例)



都道府県	地上民放局数	ケーブルテレビ普及率 <sup>注2</sup>	区域外再送信の例			
			区域外再送信を行うケーブル局数 <sup>注3</sup>	主なケーブル局	業務区域	区域外再送信となる民放局
青森県	3(JNN,NNN,ANN)	11.5%	8	青森ケーブルテレビ(株)	青森市の一部	北海道文化放送(FNN)、テレビ北海道(TXN)
秋田県	3(NNN,FNN,ANN)	8.7%	1	(株)秋田ケーブルテレビ	秋田市	岩手放送(JNN)
山梨県	2(JNN,NNN)	81.7%	20	(株)日本ネットワークサービス	甲府市等	フジテレビ(FNN)、テレビ朝日(ANN)、テレビ東京(TXN)、テレビ神奈川(独立U)
富山県	3(JNN,NNN,FNN)	50.2%	18	(株)ケーブルテレビ富山	富山市等	北陸朝日放送(ANN)
福井県	2(NNN,FNN,ANN) <sup>注1</sup>	56.2%	14	福井ケーブルテレビ(株)	福井市等	北陸放送(JNN)、北陸朝日放送(ANN)
鳥取県	3(JNN,NNN,FNN)	41.6%	6	日本海ケーブルネットワーク(株)	鳥取市等	朝日放送(ANN)、瀬戸内海放送(ANN)、テレビせとうち(TXN)、サンテレビジョン(独立U)
島根県	3(JNN,NNN,FNN)	28.9%	9	山陰ケーブルビジョン(株)	松江市の一部等	朝日放送(ANN)、テレビせとうち(TXN)、サンテレビジョン(独立U)
山口県	3(JNN,NNN,ANN)	45.5%	23	山口ケーブルビジョン(株)	山口市等	RKB毎日放送(JNN)、福岡放送(NNN)、西日本放送(FNN)、九州朝日放送(ANN)、TVQ九州放送(TXN)
徳島県	1(NNN)	44.5%	17	ケーブルテレビ徳島(株)	徳島市	毎日放送(JNN)、読売テレビ(NNN)、関西テレビ(FNN)、朝日放送(ANN)、テレビ大阪(TXN)、サンテレビジョン(独立U)、テレビ和歌山(独立U)
高知県	3(JNN,NNN,FNN)	18.6%	4	高知ケーブルテレビ(株)	高知市等	テレビせとうち(TXN)、サンテレビジョン(独立U)
佐賀県	1(FNN)	42.8%	20	佐賀シティビジョン(株)	佐賀市等	RKB毎日放送(JNN)、福岡放送(NNN)、西日本放送(FNN)、九州朝日放送(ANN)、TVQ九州放送(TXN)、熊本放送(JNN)
大分県	3(JNN,NNN,FNN,ANN) <sup>注1</sup>	45.4%	24	CTBメディア(株)	別府市等	RKB毎日放送(JNN)、福岡放送(NNN)、西日本放送(FNN)、九州朝日放送(ANN)、TVQ九州放送(TXN)、テレビ愛媛(FNN)
宮崎県	2(JNN,NNN,FNN,ANN) <sup>注1</sup>	30.2%	2	宮崎ケーブルテレビ(株)	宮崎市等	福岡放送(NNN)、九州朝日放送(ANN)
沖縄県	3(JNN,FNN,ANN)	17.9%	0	—	—	—

注1:クロスネット局によるものを含むため、局数とネットワーク数に差があるもの。

注2:普及率:都道府県別自主放送を行う許可施設の加入世帯数(H17.3末)を、住民基本台帳(H16.3末)に基づく都道府県別世帯数で除した数値(出典:平成17年情報通信白書)

注3:総務省把握分の数値。



## I-3 地上デジタル完全移行後の周波数の有効利用について

- I-3-1 地上テレビジョン放送のデジタル化完了後の空き周波数の利用方法に関する検討状況
- I-3-2 放送局による主な周波数利用状況
- I-3-3 中波放送の外国波混信対策用FM中継局の開局状況
- I-3-4 デジタルラジオの概要
- I-3-5 メディアフローの概要

# I-3-1 地上テレビジョン放送のデジタル化完了後の空き周波数の利用方法に関する検討状況



## 概要

- ◆現在、地上テレビジョン放送(アナログ・デジタル)は、VHF/UHF帯の合計370MHz幅の周波数を使用しており、そのうちデジタルテレビ放送はUHF帯において実施。
- ◆平成23年のアナログテレビジョン放送終了までに、デジタル化完了により空き周波数となる帯域の利用方法の具体化が必要。

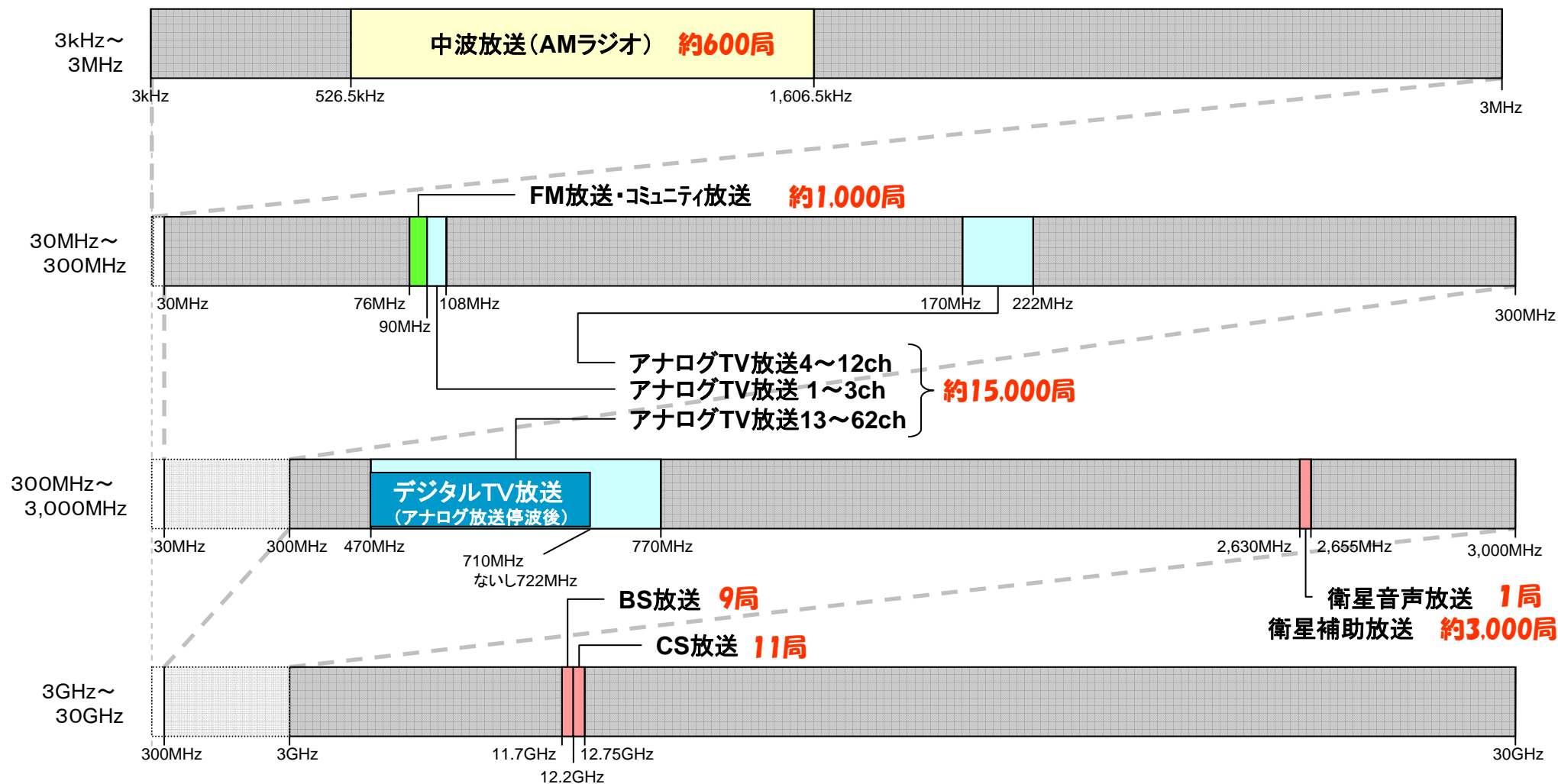
## 【当該帯域に関するこれまでの経緯】

- ◆周波数割当計画の一部変更(郵政省告示:平成13年7月25日改正)
  - VHF帯: 18MHz幅(現在の1~3ch)はテレビジョン以外の放送で使用(平成23年7月25日から)
  - 52MHz幅(現在の4~12ch)は移動通信又はテレビジョン以外の放送で使用(平成23年7月25日から)
  - UHF帯: 12MHz幅(現在の53~54ch)はデジタルテレビ放送で使用するか移動通信で使用するかについて、平成18年7月24日までに見直し
  - 48MHz幅(現在の55~62ch)は移動通信で使用(平成24年7月25日から)
  - ※ 240MHz幅(現在の13~52ch)については、デジタルテレビ放送で使用
- ◆「800MHz帯における移動業務用周波数の有効利用のための技術的条件」(平成15年6月25日情報通信審議会答申)
  - 携帯電話の周波数配置として「715~768MHz及び905~958MHzの190MHz間隔の周波数ブロックとすることが適当」と答申。

## 現在の検討状況

- ◆電波の総合的な有効利用方策の検討について、情報通信審議会技術分科会へ諮問(平成18年3月27日)
  - 諮問内容  
電波の有効利用のための技術的条件(「電波有効利用方策委員会」(座長:土居範久 中央大学理工学部教授)を新設))  
※横断的かつ総合的な検討が必要と考えられる周波数帯に関し、電波の有効利用方策につながる周波数配置、隣接システムとの共用条件等の電波の有効利用方策につながる技術的条件について審議
- ◆VHF/UHF帯に導入を計画又は想定している具体的システムの提案募集の実施(平成18年3月27日~4月27日)
  - 上記諮問にあわせて、総務省において、電波有効方策委員会における審議に資するため、地上アナログテレビジョン放送終了後の利用方策の具体化が必要な周波数帯において、具体的に計画又は想定している電波利用システムについて、広く提案を募集中。
- ◆今後は、上記システム提案募集の結果を踏まえ、電波有効利用方策委員会において、平成19年6月頃までに当該周波数帯の有効利用方策について審議予定

# I-3-2 放送局による主な周波数利用状況



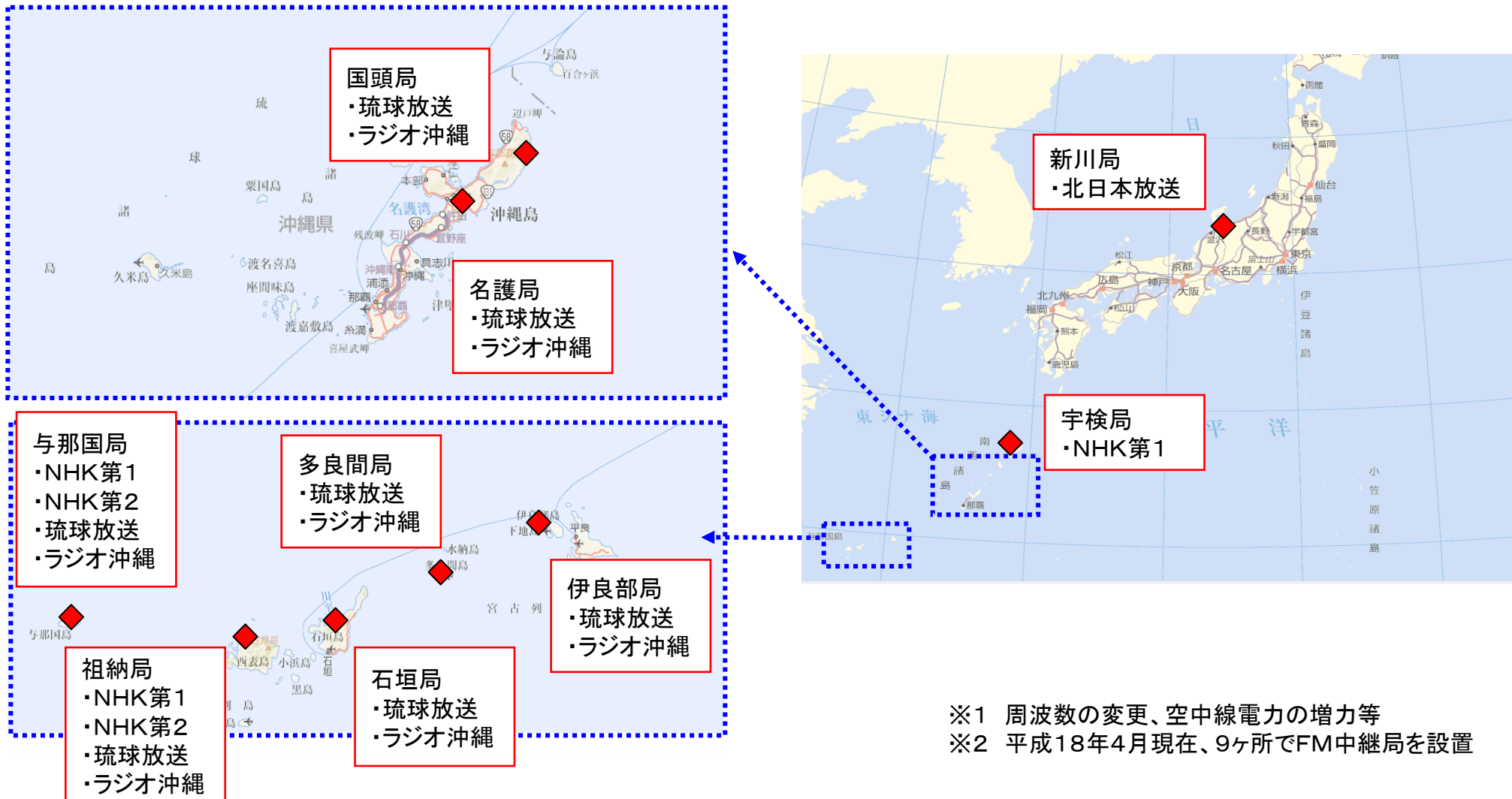
(注)周波数帯域幅の表示の縮尺は実際の幅に比例していない。



# I - 3 - 3 中波放送の外国波混信対策用FM中継局の開局状況



外国波による混信のため中波放送が良好に受信できない地域において、他に対策手段が無い場合(※1)は、超短波周波数(FM放送用)を用いて補完的に中継(下図参照)





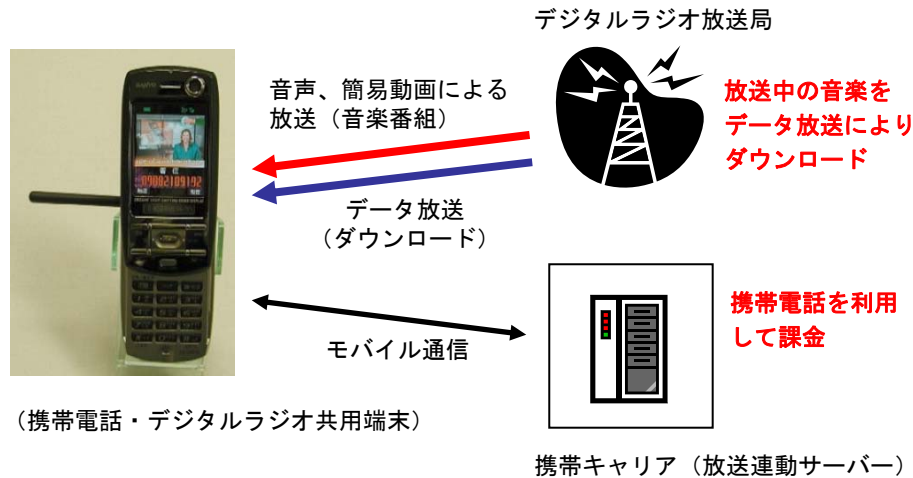
# I-3-4 デジタルラジオの概要

■ 2003年10月より実用化試験放送として東京、大阪で開始。現在、継続中。

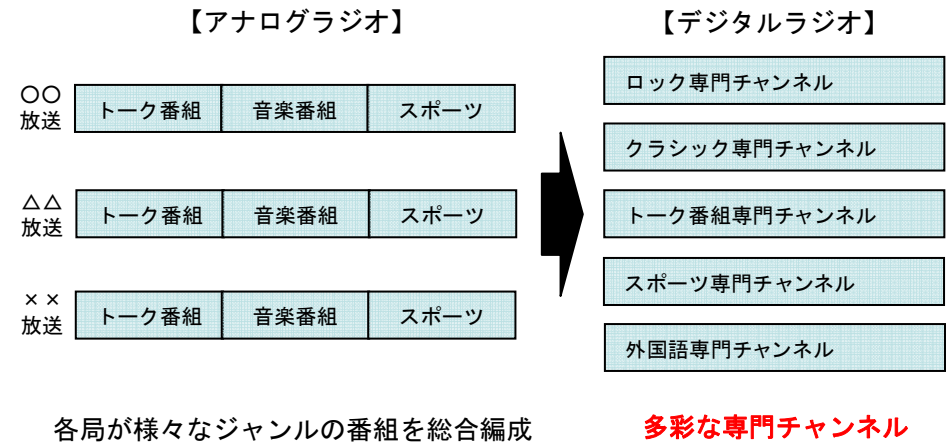
## デジタルラジオの概要

■ 以下のサービスが可能に。

○ データ放送の活用により、通信・放送連携サービスが可能に。



○ 音質の向上（CD並み）、多チャンネル（専門チャンネル化）



○ EPG（電子番組表）、ニュース、天気予報などの文字情報、ストリーミングやダウンロードによる音声・簡易動画サービスなどが可能に。

## デジタルラジオの技術的特徴

■ ワンセグ（携帯端末向け地上デジタルテレビ放送）と同じ方式を使用。

- 同じ構造のセグメントを組み合わせ使用。
- 音声符号化方式、変調方式など主要な技術方式は共通。（両者の違いは、主に周波数のみ。）

■ 端末の開発・普及においてはワンセグと協調、サービス面においては競合。

- 技術的に同じ方式であることから、さほどのコストアップを伴わずに受信機の共用化が可能。
- 同じ内容のサービスが提供可能。共用受信機の場合、チャンネルを切り替えるイメージに近い。

### 懇談会報告書のポイント

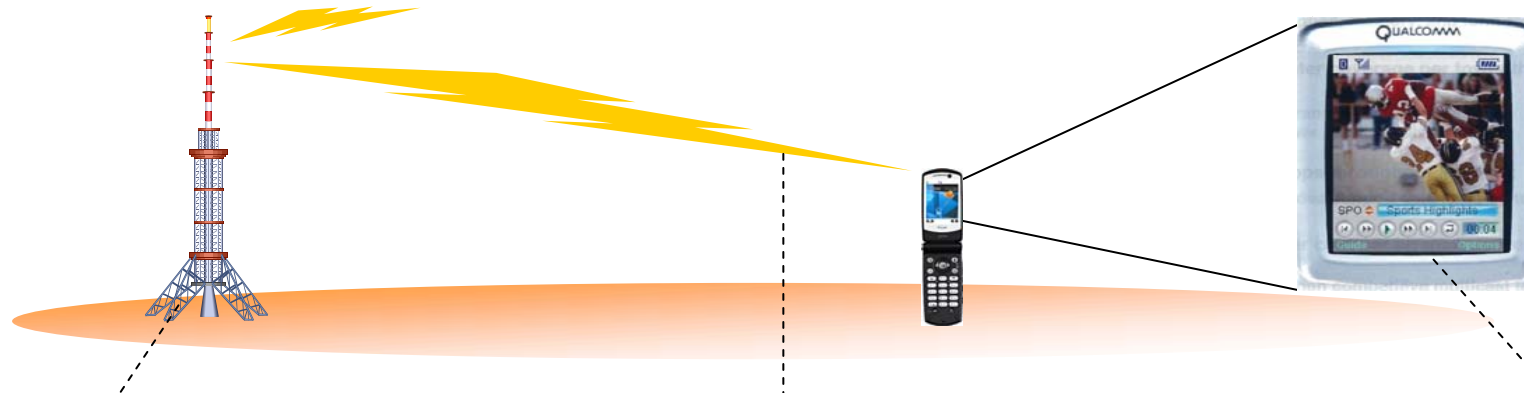
- 早期に本放送を開始し、企業の経営のもと、市場ニーズに応じた展開をする。
- 2006年中に東京、大阪で本放送を開始する。
- 一事業者に複数チャンネルを割り当て、柔軟な運用を可能とする。
- 受信機の開発・普及に向け、メーカー、携帯キャリアと連携・協力を図る。

（ 2004年9月より「デジタル時代のラジオ放送の将来像に関する懇談会」（座長：林敏彦放送大学教授）を開催。  
2005年7月に報告書とりまとめ。 ）



## 1. メディアフロー(MediaFLO)の概要

米国QUALCOMM社が開発した、携帯電話向けの配信サービス技術



### インフラ・ネットワーク

- 米国においては、200~300程度の基地局を準備することで、ほぼ全米の主要地域をカバーしたサービスを、2006年中に開始予定

### 技術

- 帯域幅: 6MHz一括使用  
(日本は6MHz帯域を14分割した1セグメントを使用)  
(※米国では,UHF帯(716~722MHz)の免許を取得)
- 簡易動画: 日本のワンセグ、デジタルラジオとほぼ同じ
- ステレオ音声方式: 日本のワンセグ、デジタルラジオとほぼ同じ

### サービス

- ストリーミング動画、ストリーミング音声、蓄積型クリップキャスト等を同時に配信
- 鍵管理、視聴者管理等は通信で行う

## 2. 日本における現状

- 2005年12月27日、KDDI株式会社及びクアルコムジャパン株式会社が、メディアフローの国内サービス提供の可能性を模索するため、「メディアフロージャパン企画株式会社」を設立(企画会社によると、日本におけるサービス時期は未定)



## I-4 県域免許について

I-4-1 県域免許について

I-4-2 放送の目的別種類による放送時間比率

# I-4-1 県域免許について



## 放送対象地域概念

放送対象地域とは、同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域(放送法第2条の2第2項)のことであり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的な使用を考慮して、放送普及基本計画において規定(放送法第2条の2第3項)。

## 放送対象地域の効果

### (1) 放送対象地域ごとに放送系の数の目標を設定

放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、放送普及基本計画において、放送対象地域ごとに普及させる放送系の数の目標を設定。

### (2) 放送対象地域内では、難視聴解消の義務又は努力義務

放送事業者は、放送対象地域内で、その放送があまねく受信できるように努めることとされている。(NHKには、テレビジョン放送及び中波放送・超短波放送のいずれかが全国において受信できるように措置をすることが義務付け)

## 放送対象地域の例

### (1) 規定の仕方

- ① 放送の主体(NHK、放送大学学園、一般放送事業者)
- ② 放送の種類(テレビジョン放送、中波放送、超短波放送等)等に基づき設定

### (2) 具体例(地上テレビジョン放送)

#### ① NHK

関東広域圏、関東広域圏にある県を除く各道府県

#### ② 放送大学学園

関東広域圏

#### ③ 一般放送事業者

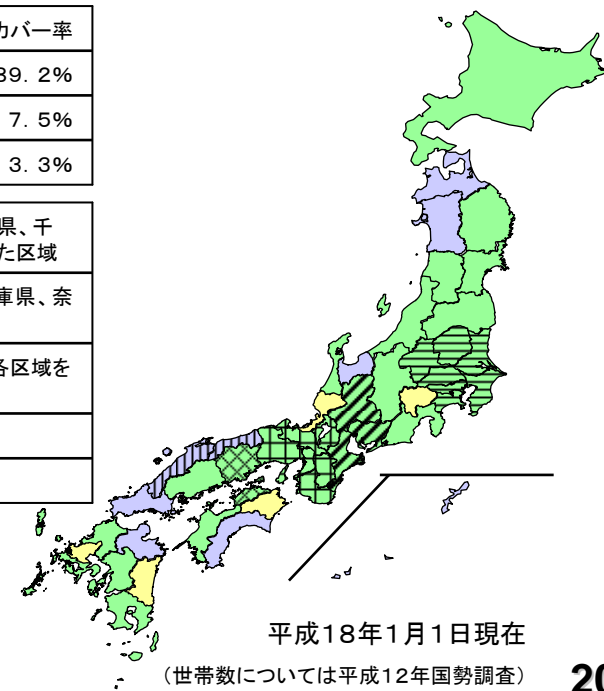
広域圏 : 関東広域圏、近畿広域圏、中京広域圏

複数の県域 : 鳥取県及び島根県、岡山県及び香川県

その他 : 上記以外の各都道府県

	都道府県数	世帯カバー率
4事業者以上	33都道府県	89.2%
3事業者	9県	7.5%
2事業者以下	5県	3.3%

	関東広域圏:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県各区域を併せた区域
	近畿広域圏:滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の各区域を併せた区域
	中京広域圏:岐阜県、愛知県及び三重県の各区域を併せた区域
	岡山県及び香川県の各区域を併せた区域
	鳥取県及び島根県の各区域を併せた区域





# I-4-2 地上放送の目的別種類による放送時間比率

## 再免許の条件

日本放送協会所属標準テレビジョン放送局(総合放送)及び一般放送事業者所属標準テレビジョン放送局

放送番組の編集及び放送に当たっては、申請書記載のとおり、教育番組10%以上、教養番組20%以上を確保すること。

日本放送協会所属標準テレビジョン放送局(教育放送)

放送番組の編集及び放送に当たっては、申請書記載のとおり、教育番組75%以上、教養番組15%以上を確保すること。

(注) 放送法(昭和25年法律第132号) 第2条

五 「教育番組」とは、学校教育又は社会教育のための放送の放送番組をいう。

六 「教養番組」とは、教育番組以外の放送番組であつて、国民の一般的教養の向上を直接の目的とするものをいう。

## 実績

### 民放

	教育番組	教養番組
キー局	13.5%	26.6%
準キー局	11.5%	25.7%
中京広域局	13.1%	25.0%
ローカル局	13.1%	26.3%

### NHK

	教育番組	教養番組
総合放送	11.0%	22.6%
教育放送	80.1%	15.2%

※ 平成15年再免許時のデータ(平成14年度下半期番組表)に基づいて総務省作成



# II NHK

## II-1 ガバナンスについて

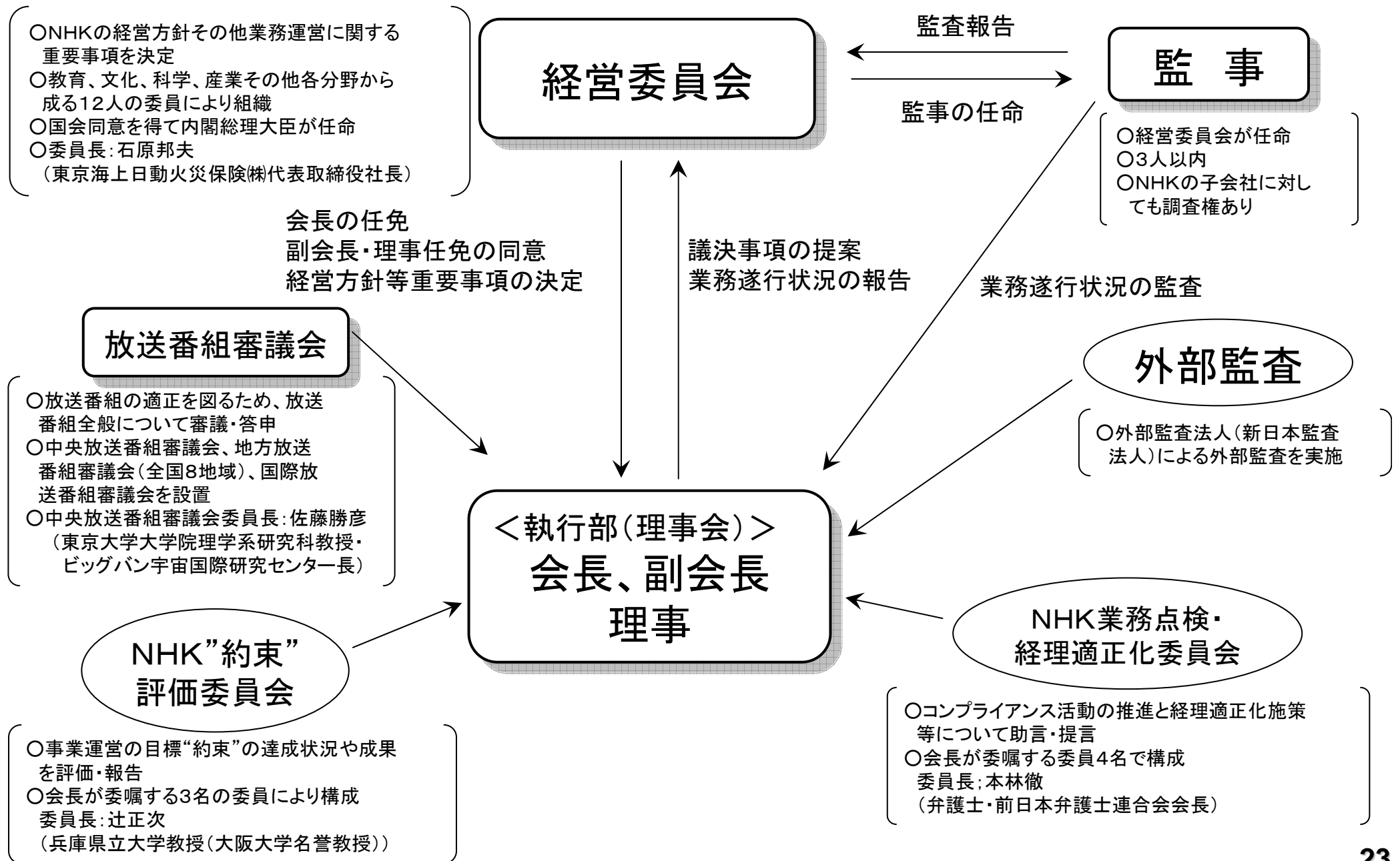
II-1-1 NHKのガバナンスの現状

II-1-2 BBC経営委員会の改革案

II-1-3 NHK経営委員会と他の国会同意を要する委員会等の勤務実態

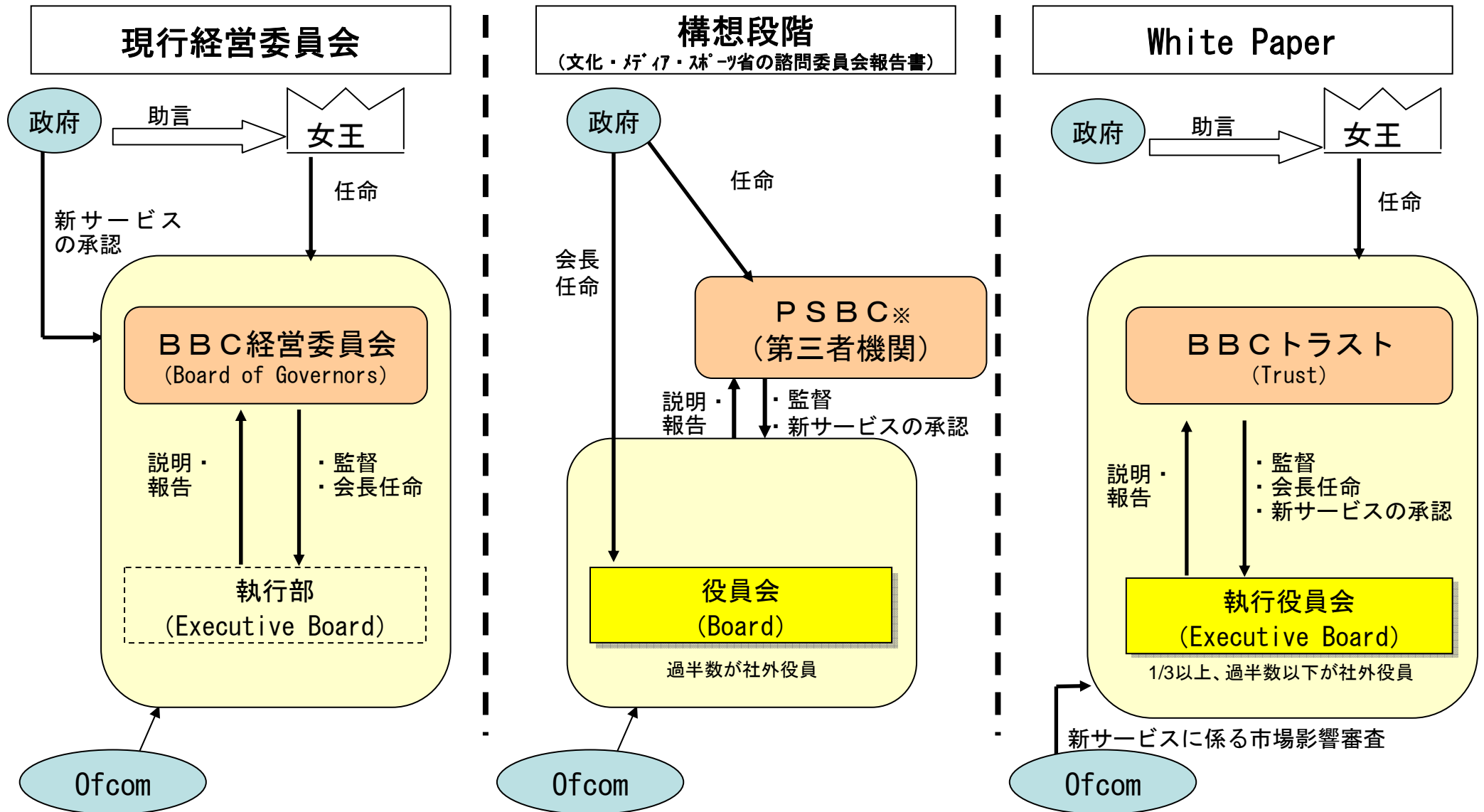
II-1-4 NHK職員の給与体系

# Ⅱ-1-1 NHKのガバナンスの現状





# II-1-2 BBC経営委員会の改革案



問題点 (出典: Green Paper)

- ・ 政府の介入が強化され、BBCの独立性が損なわれるおそれ
- ・ BBCの現場から監督機関が乖離するおそれ

※PSBC:  
Public Service  
Broadcasting Commission

## Ⅱ－1－3 NHK経営委員会と他の国会同意を要する委員会等の勤務実態



	日本銀行 政策委員会	国家公安委員会	公害等調整委員会	総合科学技術会議 (同意人事に係るもの)	公安審査委員会	預金保険機構 運営委員会	NHK 経営委員会
国会同意	○	○	○	○	○	○ (役員のみ)	○
任命権者が 内閣総理大臣	× (内閣)	○	○	○	○	○ (役員のみ)	○
常勤・非常勤 の別	9名全員が 常勤	5名全員が 常勤	常 勤 4 非常勤 3	常 勤 4 非常勤 3	7名全員が 非常勤	役員以外の運営 委員8名全員が 非常勤	12名全員が 非常勤
根拠規定等	兼職は原則禁止  (日本銀行法第26 条第1項第3号)	兼職は原則禁止  (警察法第10条第1項 国家公務員法第103条 第1項の準用)	委員のうち3人 を非常勤とする旨の 規定あり  (公害等調整委員会設 置法第6条第2項)	議員のうち4人以 内は常勤とするこ とができる旨の規 定あり  (内閣府設置法第29 条第1項第6号)	委員長及び委員 は、非常勤とす る旨の規定あり  (公安審査委員会 設置法第5条第5 項)	特段の規定なし	特段の規定なし
			委員長及び常勤の委 員の兼職は原則禁止  (公害等調整委員会設 置法第11条第3項)	常勤の議員の兼職 は原則禁止  (内閣府設置法第33 条第3項)			

## Ⅱ－1－4 NHK職員の給与体系



一般職 (大卒モデル年収)	35歳	725万円
	30歳	585万円

管理職	職能区分	基本年俸
	局長級	1,586万円
	部長級	1,314万円
	課長級	1,051万円

※各役職の年俸は上記職能区分の一定の幅の中で決定

(参考) [会長、副会長等の報酬]

区 分	報酬(年額)
会 長	3,192万円
副 会 長	2,770万円
理 事	2,256万円
監事(常勤)	2,256万円



## Ⅱ－2 公共放送の範囲について

- Ⅱ－2－1 NHKの公共的役割
- Ⅱ－2－2 各国の公共放送の意義・目的
- Ⅱ－2－3 NHKに関する閣議決定
- Ⅱ－2－4 NHKの各放送波の位置付け
- Ⅱ－2－5 主要国(公共放送)の保有チャンネル数
- Ⅱ－2－6 主要国(民間放送)の保有チャンネル数
- Ⅱ－2－7 BBCのチャンネル数(地上放送)

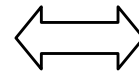


## Ⅱ－2－1 NHKの公共的役割

### 1 放送の全国普及

#### ○ NHK

「あまねく全国において受信できるように措置を  
しなければならない。」(放送法第9条第5項)

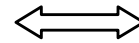


#### 民放

「あまねく受信できるように努めるものとする。」(同法第2条の2第6項)

(例) 北海道における地上テレビジョン放送の世帯カバー率及び無線局数

NHK : 約99.4%、211局



民放事業者 : 約89.4%～約98.3%、83局～169局

### 2 良質な放送番組の提供

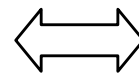
#### ○ 番組に対する視聴者の意見 (出典：NHK放送文化研究所 放送研究と調査8月号 「日本人とテレビ・2005年」)

・ 事件や災害が起きたときの対応が速い	60%		(民放 19%)
・ 教養番組に、興味深いものがある	44%		(民放 8%)
・ 地域の出来事や話題をよく伝えている	34%		(民放 27%)
・ 報道番組が中立・公正	25%		(民放 5%)

#### ○ 分野別番組比率 (再免許時の免許条件)

NHK総合 : 教育 10% 教養 20%

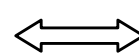
NHK教育 : 教育 75% 教養 15%



民放 : 教育 10% 教養 20%

#### ○ 字幕付加可能な総放送時間に占める字幕放送時間の割合 (平成16年度実績)

NHK総合 89.5%



在京キー局 31.2%～66.3%

### 3 放送技術の開発

○ NHK放送技術研究所の研究予算額 : 107億円

○ 特許権及び実用新案権保有総数 : 1,085件

○ NHK技術研究所

(職員数286人、うち研究員259人)

### 4 国際放送(短波・映像)の実施

#### ○ 短波国際放送

・ 昭和10年開始(運営総経費90億円 うち政府交付金23億円)

・ 放送時間 1日延べ65時間(22言語)

#### ○ 映像国際放送

・ 平成7年開始(運営総経費29億円)

・ 1日24時間(日本語、英語)

・ 在留邦人の居住地域をほぼ100%カバー

## Ⅱ－2－2 各国の公共放送の意義・目的



イギリス	フランス	ドイツ	韓国	日本
<p>BBCの設立根拠である女王の特許状及び協定書（1996年更新）において、次の内容を規定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報、教育及び娯楽の番組をあまねく提供するための公共サービスとして国内サービスを提供</li> <li>2 高い水準の編集上の統一性、ならびに番組の内容及び質を維持したワールドサービスを行うこと</li> <li>3 放送された番組の中で代表的なものを収蔵するアーカイブを設立・維持すること</li> <li>4 協会の諸目的に関連する技術の研究開発を行うこと</li> </ol>	<p>視聴覚法第43－11条は、公共放送の目的として、次の内容を規定。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報、文化、知識、娯楽、スポーツの分野における多様な番組の提供</li> <li>2 民主的な討論の促進</li> <li>3 フランス語の振興の確保、文化的及び言語的な遺産の価値の強調</li> <li>4 知的創造と芸術的創造、市民的・経済的・社会的・科学的・技術的知識の発展と普及、教育への寄与</li> <li>5 人口の異なる部分間の交流、また社会的同化及び市民権普及の促進</li> <li>6 世界へのフランス文化及びフランス語普及への寄与</li> <li>7 視聴覚通信の番組及びサービスの制作と放送の新技術の開発</li> <li>8 情報の公正性、不偏性、多元性の保証等</li> </ol>	<p>過去の連邦憲法裁判所の放送判決によれば、公共放送は、国民に対し、次の3つの要件を備えた、基本的サービスを提供する義務があるとされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 放送が全ての住民に到達可能となっていること</li> <li>2 放送に求められる水準を維持した番組が提供されること</li> <li>3 意見の多様性の確保が保証されていること</li> </ol> <p>(放送判決：第4次(1986年)、第5次(1987年)、第6次(1991年))</p>	<p>放送法第44条は、KBSの公的責任として、次の4つを規定。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 放送の目的と公的責任、放送の公正性と公益性の実現</li> <li>2 国民が地域と諸般の与件に関わらず、良質の放送サービスの提供を受けられるよう努力</li> <li>3 視聴者の公益に寄与できる新しい放送番組・放送サービス及び放送技術の研究・開発</li> <li>4 国内外を対象に、民族文化を創造し、民族の同質性を確保できる放送番組を開発・放送</li> </ol>	<p>放送法第7条は、NHKの目的として、次の4つを規定。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 あまねく全国において受信可能とすること</li> <li>2 豊かで、かつ、良い放送番組を提供すること</li> <li>3 放送及びその受信の進歩発達に必要な技術開発</li> <li>4 国際放送を行うこと</li> </ol> <p>その上、放送法第44条第1項において、次の3つを規定。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与する努力義務</li> <li>② 全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するようになる義務</li> <li>③ 我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つようにする義務</li> </ol>



### 特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定、NHK部分抜粋）

#### 事業について講ずべき措置

##### 【公共放送事業】

- 公共放送事業に付随した新たな業務の実施について、インターネット利用については放送の補完としての利用に限定するとともに、子会社等の業務範囲の拡大を抑制するため、子会社等の業務範囲を原則として出資対象事業に限定する等の仕組みを設ける。
- 子会社等との取引については、競争契約を原則とするとともに、随意契約による場合については、業務の専門性、特殊性等から他に委託先がない等やむを得ない場合に限定する。

#### 組織形態について講ずべき措置

##### ●特殊法人

#### （１）NHKのインターネット利用の関するガイドライン（平成14年3月8日公表）

- ・提供する情報の形態については、番組の二次利用、番組関連情報
- ・規模については、10億円程度を上限

#### （２）NHKの子会社等の業務範囲等に関するガイドライン（平成14年3月8日公表）

- ・子会社等の業務範囲については、原則として政令の出資対象事業とする。  
（①政令の出資対象事業に加え、②NHK本体が行うことができる業務（放送を除く）、③保有する設備及び優れた技術を活用した事業で特に社会的に意義のあるもの）
- ・業務委託の在り方については、業務の専門性、特殊性等から他に委託先がない場合等やむを得ない場合を除き、競争契約を原則とし、そのための具体的な要件を定めるものとする。

## Ⅱ－2－4 NHKの各放送波の位置付け



	放送波	位置付け	特徴・役割
テレビ (2)	総合テレビ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合放送</li> <li>・教育番組 10%以上、教養番組 20%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニュース・情報番組や文化・教養番組、娯楽番組など、各分野の調和のとれた編成を行う「基幹的な総合サービス波」</li> </ul>
	教育テレビ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育放送</li> <li>・教育番組 75%以上、教養番組 15%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉、教育、趣味・実用、芸術など幅広い多彩な番組の提供</li> </ul>
ラジオ (3)	ラジオ第1 (AM)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合放送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時の迅速・的確な報道に努め（「安心ラジオ」）、暮らしに役立つ情報をきめ細かく伝える（「生活情報波」）役割</li> </ul>
	ラジオ第2 (AM)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育放送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・語学講座番組や教養番組など、生涯学習の機会を提供する最も身近なメディア</li> </ul>
	FM	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合放送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優れた音質を生かした多彩な音楽番組やNHKならではの貴重な音声素材を活用した「総合音楽波」</li> </ul>
衛星 (3)	衛星第1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星系による放送の普及に資するためその特性を生かして行う総合放送</li> <li>・教育番組 10%以上、教養番組 20%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外の最新の動向をいち早く多角的に伝える「内外総合情報波」</li> </ul>
	衛星第2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難視聴解消を目的とする放送</li> <li>・教育番組 30%以上、教養番組 20%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地上テレビジョン放送の難視聴解消のための放送を6割程度実施</li> <li>・すぐれた文化・芸術を紹介する番組や、国内外の名作映画、話題の海外ドラマ、良質の娯楽番組などで編成される「豊かで楽しめる波」</li> </ul>
	衛星ハイビジョン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高精細度テレビジョン放送の普及に資する放送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高画質・高音質などハイビジョンの特徴を最大限に生かした波</li> </ul>



## Ⅱ-2-5 主要国(公共放送)の保有チャンネル数



	イギリス (BBC)	フランス (4機関(France Televisions (FT)、Radio France、RFI、 ARTE)合計)	ドイツ (5機関(ARD、ZDF、DLR、DW、ARTE)合計)	イタリア (RAI)	韓国 (KBS)	アメリカ (PBS、NPR) ※2	日本 (NHK)
地上アナログテレビ	2	3 【FT/ ARTE】	2 + ローカル(8) 【ARD、ZDF】+【ARD(加盟機関)】	3	2	ローカル 【PBS】	②
地上デジタルテレビ	6	5 (一部地域) 【FT、ARTE】	一部地域 【ARD、ZDF、ARD(加盟機関)】	8	2	ローカル 【PBS】	2 (地上アナログのサイマル)
衛星アナログテレビ	—	3※1 【FT/ ARTE】	15※1 (地域向けチャンネルを含む) 【ARD、ZDF、ARD(加盟機関)、ARTE】	3※1	—	—	3 (衛星デジタルのサイマル)
衛星デジタルテレビ	29※1 (地域向けチャンネルを含む)	5※1 【FT、ARTE】	21※1 (地域向けチャンネルを含む) 【衛星アナログテレビの15 + ARD 3、ZDF 3】	7※1	3※1	—	③
アナログラジオ	5 +ローカル	4 + ローカル 【Radio France】	2 + ローカル 【DLR】+【ARD(加盟機関ごと)】	3	7	ローカル 【NPR】	③
デジタルラジオ	11 +ローカル	—	ローカル 【ARD(加盟機関ごと)】	—	—	ローカル 【NPR】	—
国際放送 (テレビ)	○ (BBC子会社)	○ 【TV5(FTの子会社)】	○ 【DW】	○ (RAI子会社)	○	(○) (国営)	○
国際放送 (ラジオ)	○	○ 【RFI】	○ 【DW】	○ (RAI子会社)	○	(○) (国営) 【VOA】	○

【 】内は、チャンネル保有する公共放送機関、

※1 地上波のサイマル放送チャンネルを含む

※2 非商業局 テレビ(PBS及びその他):382局、ラジオ(NPR及びその他):2,497局、商業局 テレビ:1,365局、ラジオ:10,989局、合計 テレビ:1,747局、ラジオ:13,486局

## Ⅱ-2-6 主要国(民間放送)の保有チャンネル数



	イギリス (ロンドン)	フランス (パリ)	ドイツ (ベルリン)	イタリア (ローマ)	韓国 (ソウル)	アメリカ (ワシントンD.C.)	日本 (東京)
地上アナログ テレビ	2	3	—	6※10	3	10	6
地上デジタル テレビ	33※2	16※6	12※3	11※10	3	10※15	6
衛星アナログ テレビ※1	—※3※4	—※3※4	40※2	—※3※11	—	(調査中)※16	1
衛星デジタル テレビ※1	304※2	290※2	約50※3※8	約100※3	160	1134※2	307
アナログ ラジオ	25※5	56※7	24※9	48※12	14	51※17	7
デジタル ラジオ	35※5	22※7	8※9	23※13	60※14	13※18	

※1 衛星放送では、サイマル放送チャンネルを含む。

※2 関係事業者の公表資料等により作成。

※3 「世界の放送」2005により作成。

※4 衛星アナログテレビは終了し、衛星デジタルテレビに移行済み(イギリスは2001年9月終了(BSkyB)、フランスは1998年9月終了(CanalSatellite))。

※5 radio-nowの資料により作成。

※6 「海外電気通信」2005年9月号により作成。

※7 Annuaire des radios françaisesの資料より作成。

※8 全国で視聴されている1世帯当たり平均チャンネル数。

※9 Radio and TV Frequencies for Reception in Berlinの資料より集計。

※10 「放送研究と調査」2005年6月号により作成。

※11 RAI(イタリア放送協会)によるアナログ方式のサイマル放送は存在。

※12 Guida Radio Private - Le Regioni Italianeの資料より集計。

※13 The World DAB Forumの資料より集計。ただし、Nationalエリア分。

※14 DMB(衛星ビデオ14、オーディオ22、地上波ビデオ6、オーディオ18)。

※15 放送局の数(チャンネル数は不明)。

※16 C/Kuバンド放送で、アナログでも視聴可能なチャンネルが存在。

※17 TVRadioWorldにおけるRadio Broadcasting Stationsより(キャンパス内ClosedCircuitRadio3局を含む。)

※18 iBiquity Digital社資料によるDCでのOnAir分。

## Ⅱ-2-7 BBCのチャンネル数(地上放送)



アナログ放送 ⇒ 2ch

デジタル放送 ⇒ 8ch

名称	内容
BBC ONE	総合的な放送
BBC TWO	専門的な関心にこたえる放送

	名称	内容
マルチプレックス1	BBC ONE	アナログ同時放送
	BBC TWO	
	BBC NEWS24	ニュース
	BBC THREE	娯楽
	CBBC	子ども向け
マルチプレックスB	Cbeebies	
	BBC FOUR	ドキュメンタリー
	BBC PARLIAMENT	社会関心

※ BBC THREEとCBBC及びCbeebiesとBBC FOURは、  
同一チャンネルを利用。

出典:「データブック世界の放送2005」NHK文化研究所編



## Ⅱ－3 受信料制度について

- Ⅱ－3－1 我が国受信料制度の概要
- Ⅱ－3－2 受信契約の状況
- Ⅱ－3－3 過去の受信料制度検討①
- Ⅱ－3－4 過去の受信料制度検討②
- Ⅱ－3－5 NHKの不祥事に伴う支払拒否等の動向
- Ⅱ－3－6 NHKの不祥事に伴う支払拒否等の動向(累積)
- Ⅱ－3－7 受信料収入の推移(予算ベース)
- Ⅱ－3－8 受信料等徴収比率の比較
- Ⅱ－3－9 主要国の受信料制度
- Ⅱ－3－10 主要国公共放送の強制徴収及び罰則制度
- Ⅱ－3－11 契約収納関係経費等の内訳について

## Ⅱ－3－1 我が国受信料制度の概要



### ○ 現行受信料制度

- ・ 受信契約締結義務（放送法第32条）  
『協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。（以下略）』
- ・ 受信料額は国会の承認により決定（放送法第37条第4項）  
『第三十二条第一項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料の月額は、国会が、第一項の収支予算を承認することによつて、定める。』
- ・ 罰則制度はなし
- ・ 延滞金・割増金制度あり
- ・ 受信料月額  
地上波のみカラー 1,395円（年額16,740円）  
                          白黒          905円（ 10,860円）  
衛星含む カラー 2,340円（ 28,080円）  
                          白黒          1,850円（ 22,200円）
- ・ 受信料収入（平成16年度決算） 6,410億円（本体収入の96%）
- ・ 世帯契約数（平成16年度） 3,447万世帯（世帯契約率※ 80.2%）  
※ 契約対象世帯4,300万世帯（総世帯数4,940万世帯のうち、同居型世帯等を除いた推計値）に占める割合

### ○ 受信料の歴史

- ・ 大正15年 社団法人「日本放送協会」設立（聴取料 ラジオ1円）
- ・ 昭和25年 放送法に基づく「日本放送協会」設立（聴取料→受信料 翌年4月よりラジオ50円）
- ・ 昭和28年 テレビ放送の開始によりテレビとラジオの2本立て料金に  
（テレビ・ラジオ200円 ラジオのみ50円）
- ・ 昭和43年 ラジオ受信料の廃止（カラー465円、白黒315円）
- ・ 平成元年 衛星放送の付加料金を導入  
（地上カラー1,070円、地上白黒700円、衛星カラー2,000円、衛星白黒1,630円）  
※平成2年より受信料値上げなし（消費税引き上げに伴うものは除く）

## Ⅱ-3-2 受信契約の状況

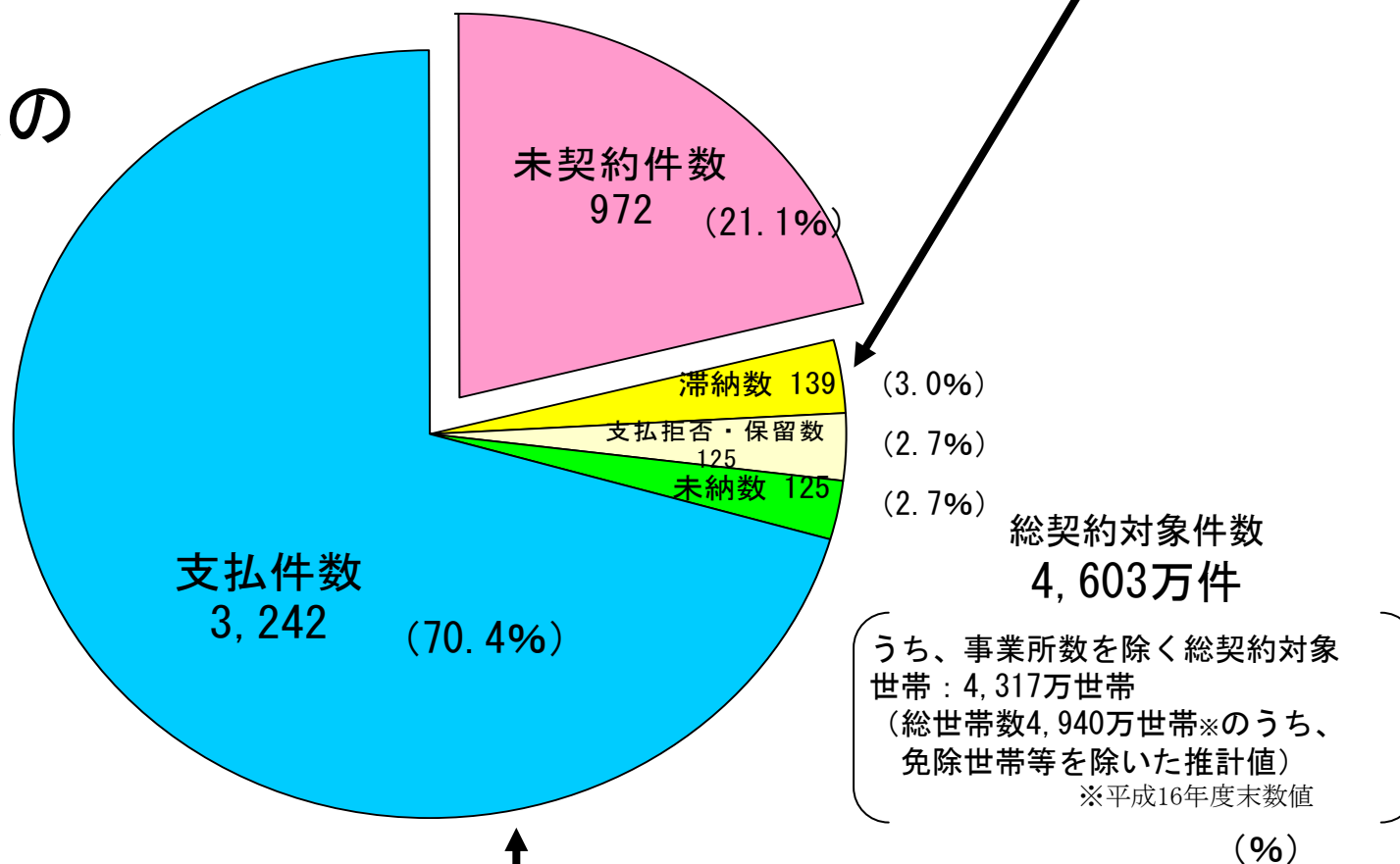


滞納件数の推移

(万件)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
滞納件数	99	99	99	104	107	107	110	113	122	139

平成18年1月末の  
受信契約数 (万件)



契約率の推移

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
総契約率	(注) 82.9	81.6	81.7	81.5	81.2	81.3	81.4	81.3	81.1	79.9

(注) 法人・事業所契約率について、平成8年度から推計方法を変更しているため、平成7年度と8年度の数値について統計的な接続はない。



## Ⅱ－3－3 過去の受信料制度検討①

### 臨時放送関係法制調査会答申（S39年9月）抜粋

受信料は、上述のようなNHKの業務を行うための費用の一種の国民的な負担であって、法律により国がNHKにその徴収権を認めたものである。国がその一般的な支出に当てるために徴収する租税ではなく、国が徴収するいわゆる目的税でもない。国家機関ではない独特の法人として設けられたNHKに徴収権が認められたところの、その維持運営のための「受信料」という名の特殊な負担金と解すべきである。

### 昭和55年03月17日 参・予算委員会 内閣法制局長官 答弁

「現行法でも民放とは別にいわばナショナルミニマムとしての公共的放送の享受を国民に保障する必要があるという考え方を基礎といたしまして、その公共的放送をNHKの業務として行わせるための一種の国民的な負担として受信料をとらえているわけであります。」

### ニューメディア時代における放送に関する懇談会報告書（S62年4月）抜粋

このような受信料制度は、次のような点に意義があると認められる。

- (ア) 財源を幅広く国民全体に直接求めることにより、公共放送の高度な自主性、中立性を財政面から支えていること。
- (イ) 受信契約締結の義務はあっても、それが罰則等によって担保されたものでないだけに、NHKが受信料を相当程度収納して存続していくためには、その放送を中心とする業務全般について、大多数の国民から支持、承認を得ることが不可欠となり、このことがNHKに対しその放送を通じて不断に国民の要望、期待にこたえるような経営努力を促すことになること。

(中略)

受信料制度は、今後ともNHKの財源方式としてふさわしいものと考えられる。

### 放送の公共性に関する調査研究会報告（H2年7月）抜粋

NHKの基本的財源である現行受信料制度については、種々の問題が指摘されている。しかしながら、それに代わるべき財源、例えば、国からの交付金制度、広告料方式、有料方式等様々な方式が考えられるが、いずれも慎重な検討が必要であり、今後とも現行の受信料制度を基本とし、その中で財源問題の解決のための努力を行っていく必要がある。

## Ⅱ-3-4 過去の受信料制度検討②



### NHK受信料に関する過去の放送法改正案について

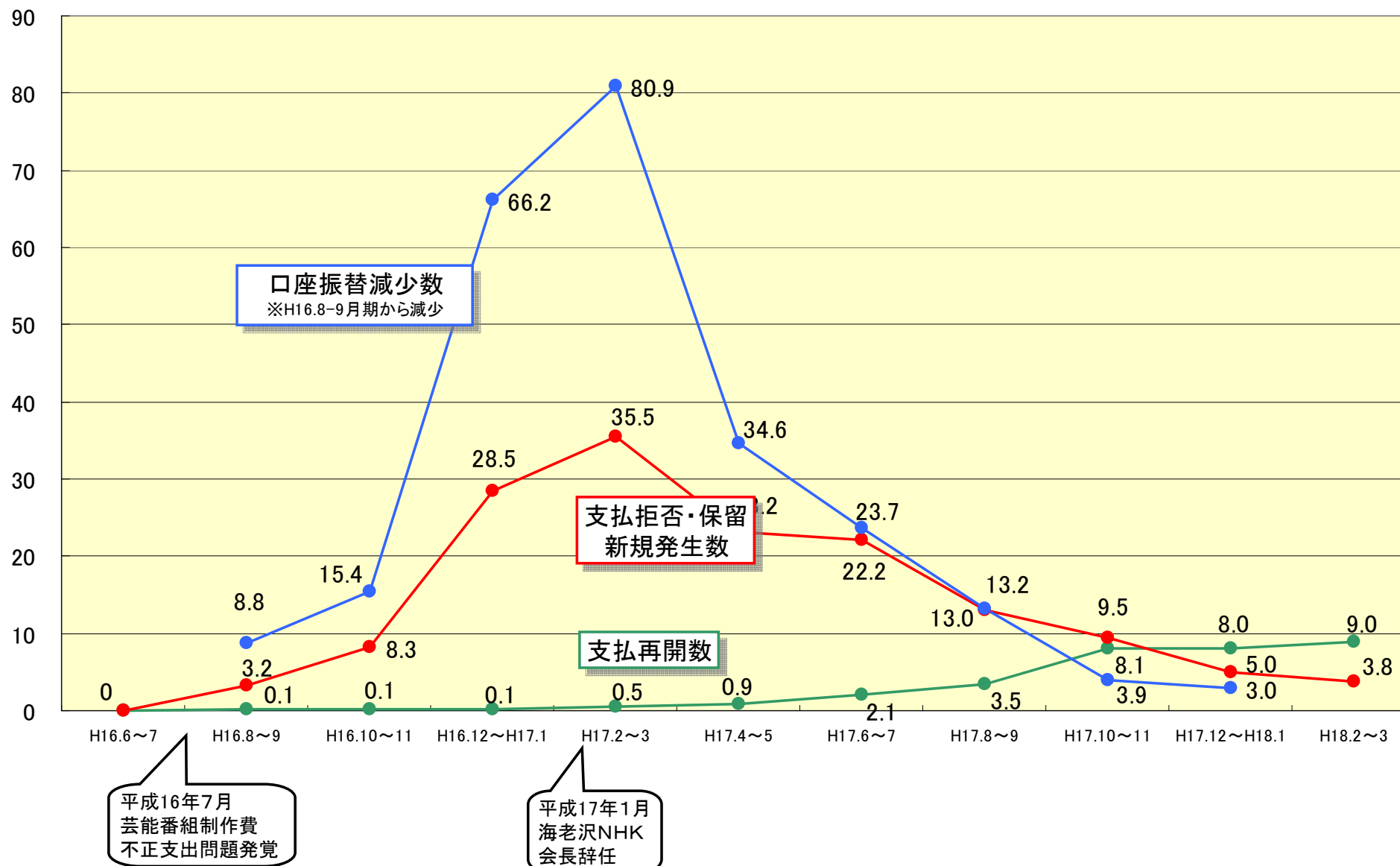
	S41年（第51回国会）	S55年（第91回国会）
改正内容	<p>○ <u>受信料支払いの義務化（罰則なし）</u>            受信設備の設置者に対する「<u>受信契約の締結義務</u>」を「<u>受信料の支払い義務</u>」に変更            → 「契約」という用語が契約しなければ支払う必要がないという誤解を招くことを回避</p> <p>（参考）            ※臨時放送法制調査会答申（S39.9.8）            「現行法が受信料の負担関係を受信契約の強制という形で表現している点については、法律をもって直接に生ずる支払い義務として規定する方が簡明でよいと考える。」</p>	<p>○ <u>受信料支払いの義務化（罰則なし）</u>            同左</p> <p>○ <u>受信設備設置日等の通知の義務化（罰則なし）</u>            受信設備の設置者に対する「<u>受信設備の設置日等のNHKへの通報義務</u>」を規定            → 受信者の実態把握の円滑化</p> <p>○ <u>受信料の延滞金及び割増金の法定（罰則なし）</u>            受信料の支払いを怠った者に対する「<u>延滞金</u>」及び不法に受信料の支払いを免れた者等に対する「<u>割増金</u>」の徴収を規定            → 現行の受信規約においても「<u>延滞利息</u>」及び「<u>割増金</u>」として規定</p>
国会審議状況	<p>○ 本改正案は、上記のほか、放送事業の事業免許制の導入等を内容としていたところ、自民党及び社会党から共同修正案が出されたが、最終的に合意に至らず、会期末を迎え廃案となった。</p>	<p>○ 国会に提出後、衆議院解散（S55.5）に伴い、審議されることなく、廃案。</p> <p>（注） 本国会以降については、S55年5月に行われた受信料の値上げ後の動きを見つつ引き続き検討とし、再提出されなかった。</p>



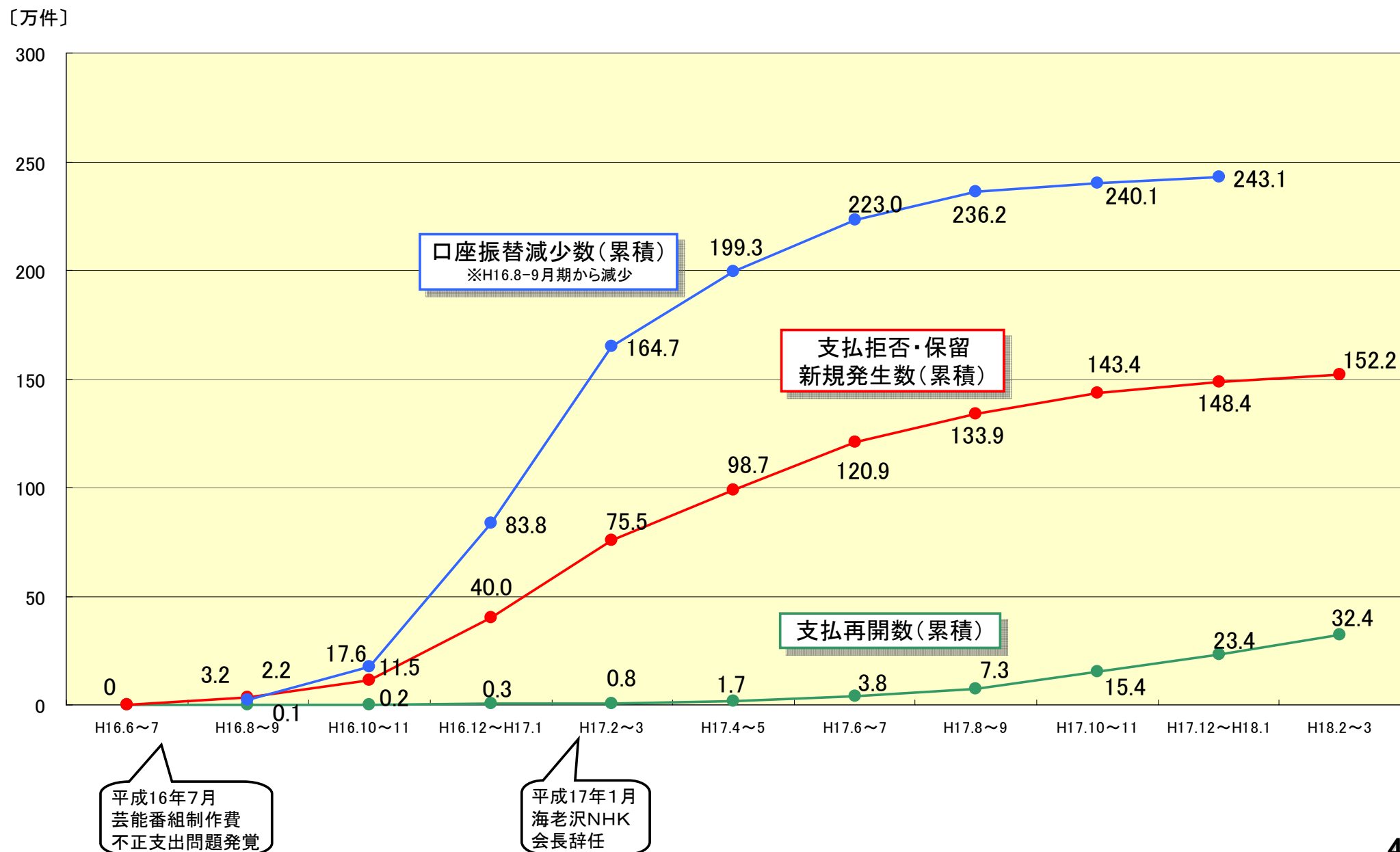
## Ⅱ-3-5 NHKの不祥事に伴う支払拒否等の動向



〔万件〕



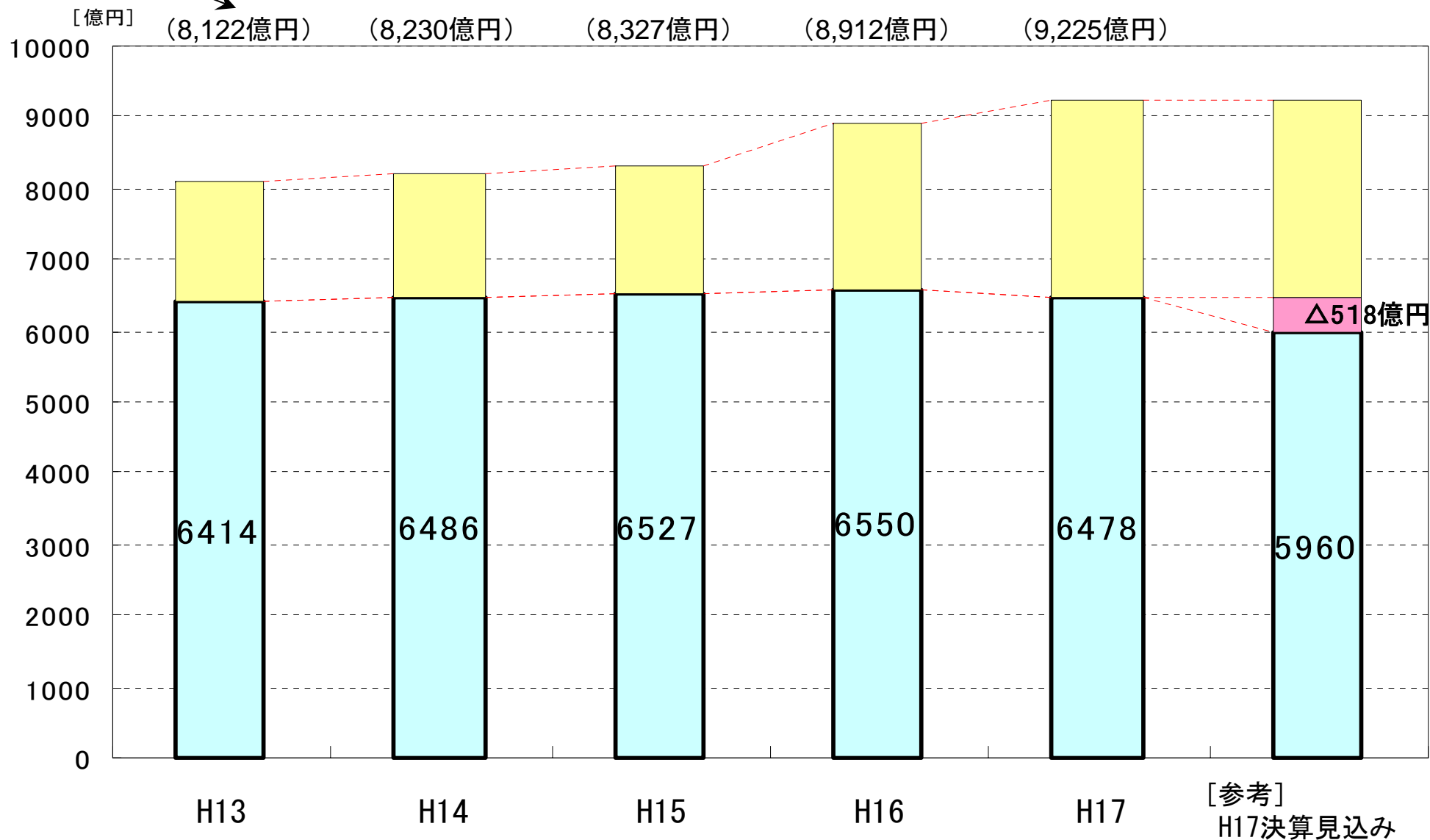
## Ⅱ-3-6 NHKの不祥事に伴う支払拒否等の動向(累積)



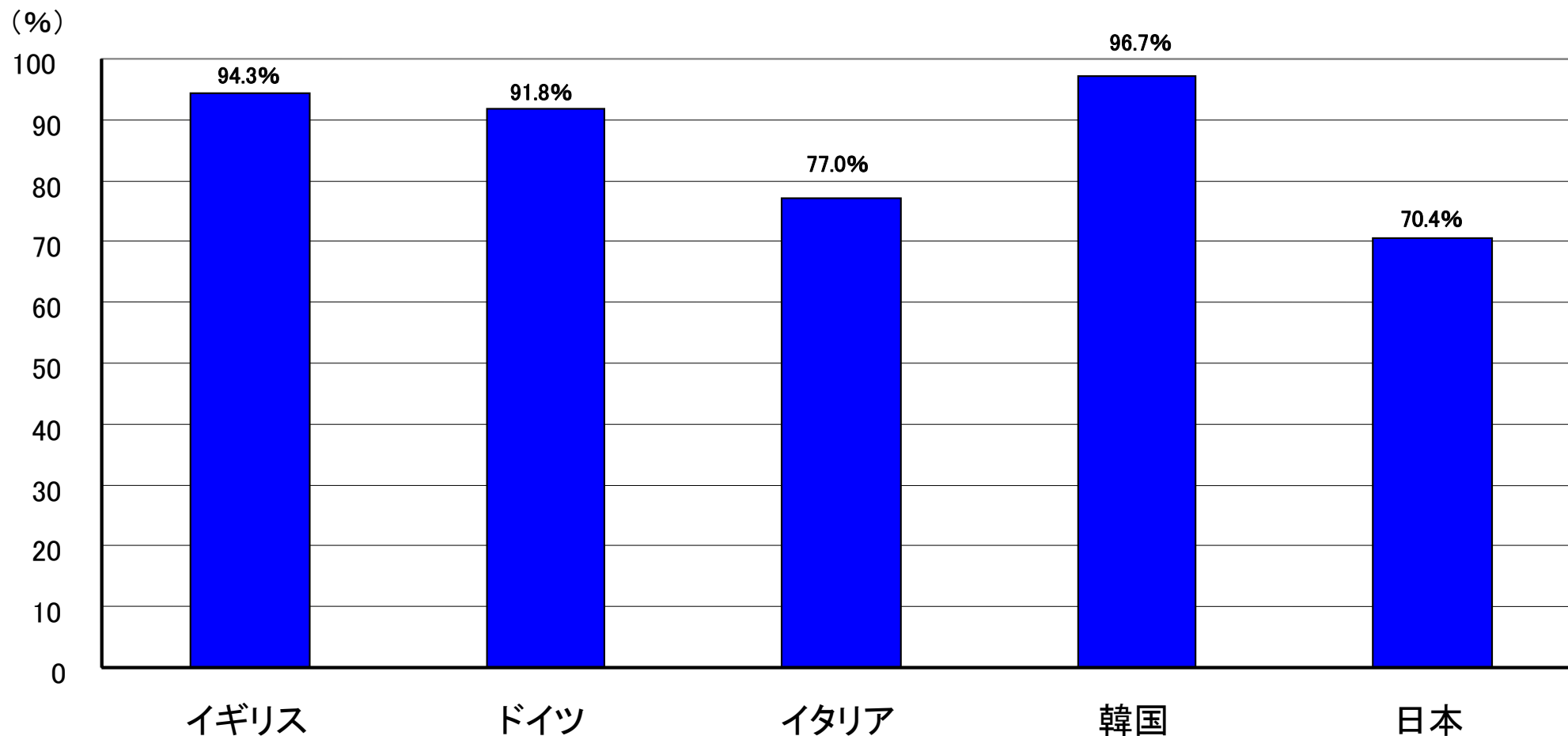
## Ⅱ-3-7 受信料収入の推移(予算ベース)



括弧内の数値は、受信料を100%徴収したと仮定した場合の受信料収入の推計値。



## Ⅱ－3－8 受信料等徴収比率の比較



(注) イギリス、ドイツ、イタリア・・・ 2003年のlicence fee evasion rates を除いた割合。

韓国・・・ 2002年の受像機登録率（登録数／世帯数）。

日本・・・ 未契約世帯及び支払拒否世帯等不払世帯を除いた割合。2006年（平成18年）1月末現在。（推計値）

## Ⅱ-3-9 主要国の受信料制度



	受信料等の 位置づけ (支払の相手方)	強制 徴収	罰則等	外部情報の活用	徴収単位	料金年額	受信料収入 (総収入に占 める割合)
イギリス	受信許可料 (BBC)	なし	・無許可受信者は、略式起訴による有罪判決に基づき1千ポンド以下の罰金 ・罰金未納の場合は刑務所収監	・郵便局の住所ファイルを活用 ・電器店、レンタル店等からの通報義務あり	世帯	T (C) 126.5ポンド (25,300円) T (M) 42.0ポンド (8,400円) Rなし	5,881億円 <b>(76.7%)</b> (子会社を含む 連結決算)
フランス	受信機使用税 (政府)	あり	・2005年から、受信料を住居税と一括徴収 ・正確な届出をしない場合等は、150ユーロの罰金	・住居税の住所ファイルを活用 ・電器店などからの通報義務あり	世帯 (課税単位 と同じ)	T 116ユーロ (15,660円) Rなし	2,981億円 <b>(64.2%)</b>
ドイツ	受信料※ (ARD、ZDF が共同で設立した GEZ (受信料徴 収センター))	あり	・1ヶ月超の届出遅滞及び 6ヶ月以上の滞納に対し、罰 金 ・また、州放送協会の告訴に 基づき訴追	・住民票の登録デー タを活用	世帯	基本料金 (R) 66.24ユーロ (8,942円) + T 204.36ユーロ (27,589円)	8,607億円 <b>(81.9%)</b>
イタリア	受信料 (RAI)	あり	・受信料未納に対し罰金 ・延滞金制度あり	・販売店などの売上 帳簿を活用	世帯	T or R 99.60ユーロ (13,446円)	1,933億円 <b>(55.2%)</b>
韓国	受信料 (KBS)	あり	・罰則制度はなし ・受信料未納の場合は割増金 制度あり ・テレビ受像機の未登録には、 追徴金制度あり	・電力公社のデータ ベースを活用(1994 年から、電力公社が 電気料金とともに徴 収(委託))	世帯	T 30,000ウォン (3,000円) Rなし	500億円 <b>(39.3%)</b>
日本	受信料 (NHK)	なし	・罰則制度はなし ・延滞金・割増金制度あり		世帯	T (C) 16,740円 T (M) 10,860円 + 衛星 11,340円 Rなし	6,410億円 <b>(96.1%)</b>

※ 負担金制度に近いものと考えられる。

(注1) Tはテレビ、Rはラジオの意。また、T(C)はカラーテレビ、T(M)はモノクロ(白黒)テレビの意。

(注2) 為替レートは、1ポンド=200円、1ユーロ=135円、1ウォン=0.1円で換算(2005.4.1現在)。

## Ⅱ－3－10 主要国公共放送の強制徴収及び罰則制度



	受信料等の位置づけ (支払の相手方)	強制徴収	罰則等	外部情報の活用	徴収比率	
イギリス	受信許可料 (BBC)	×	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無許可受信者は、略式起訴による有罪判決に基づき1千ポンド以下の罰金</li> <li>・罰金未納の場合は刑務所収監</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便局の住所ファイルを活用</li> <li>・電器店、レンタル店等からの通報義務あり</li> </ul>	94.3%
フランス	受信機使用税 (政府)	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2005年から、受信料を住居税と一括徴収</li> <li>・正確な届出をしない場合等は、150ユーロの罰金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居税の住所ファイルを活用</li> <li>・電器店などからの通報義務あり</li> </ul>	94.2% (推定)
ドイツ	受信料 (ARD、ZDFが共同で設立したGEZ(受信料徴収センター))	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1ヶ月超の届出遅滞及び6ヶ月以上の滞納に対し、1千ユーロ以下の過料</li> <li>・また、州放送協会の告訴に基づき訴追</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の登録データを活用</li> </ul>	91.8%
イタリア	受信料 (RAI)	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受信料未納に対し、最高619ユーロの罰金</li> <li>・延滞金制度あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売店などの売上帳簿を活用</li> </ul>	77.0%
韓国	受信料 (KBS)	○	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受信料未納の場合は割増金制度あり</li> <li>・テレビ受像機の未登録には、1年分の受信料相当額の追徴金賦課制度あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力会社のデータベースを活用 (1994年から、電力会社が電気料金とともに徴収(委託))</li> </ul>	96.7%
日本	受信料 (NHK)	×	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延滞金・割増金制度あり</li> </ul>		70.4%



## Ⅱ-3-11 契約収納関係経費等の内訳について

### 1 契約収納関係経費の内訳

18年度の契約収納関係経費  
769億円（819億円）

物件費 597億円（640億円）

地域スタッフ事務費 288億円  
（全国で約5,700人）

法人委託関連経費 81億円

契約収納対策費 100億円（DM・電話対策費）

システム情報費等 127億円

人件費等 171億円（179億円）

注1：括弧内の数値は、平成17年度予算値

注2：支払方法の内訳は、訪問集金：17%、口座引落とし：76%、継続振込：7%（H16末）

注3：契約収納関係経費率（受信料収入に対する契約収納関係経費額の占める割合）は12.9%（H18予算ベース）

### 2 新規契約の取扱いシェア

全体（18年度予算） 273万件（新規契約＋衛星への契約種別変更）

地域スタッフ 149万件（54%）

法人委託 30万件（11%）

DM・電話対策等 94万件（35%）

← [ ケーブルテレビ事業者、電器店、引越事業者、  
不動産販売会社、郵政公社、金融機関等 ]



## Ⅱ－４ 国際放送について

- Ⅱ－４－１ NHK国際放送の概要
- Ⅱ－４－２ 国際放送の放送法上の位置付け
- Ⅱ－４－３ 国際放送等の主な番組
- Ⅱ－４－４ テレビ国際放送の英語化率の推移について
- Ⅱ－４－５ 主要国のテレビ国際放送
- Ⅱ－４－６ 主要国のラジオ国際放送
- Ⅱ－４－７ NHK、BBC、CNNの海外情報発信の比較
- Ⅱ－４－８ BBCの国際放送
- Ⅱ－４－９ フランス国際情報チャンネル



# II-4-1 NHK国際放送の概要

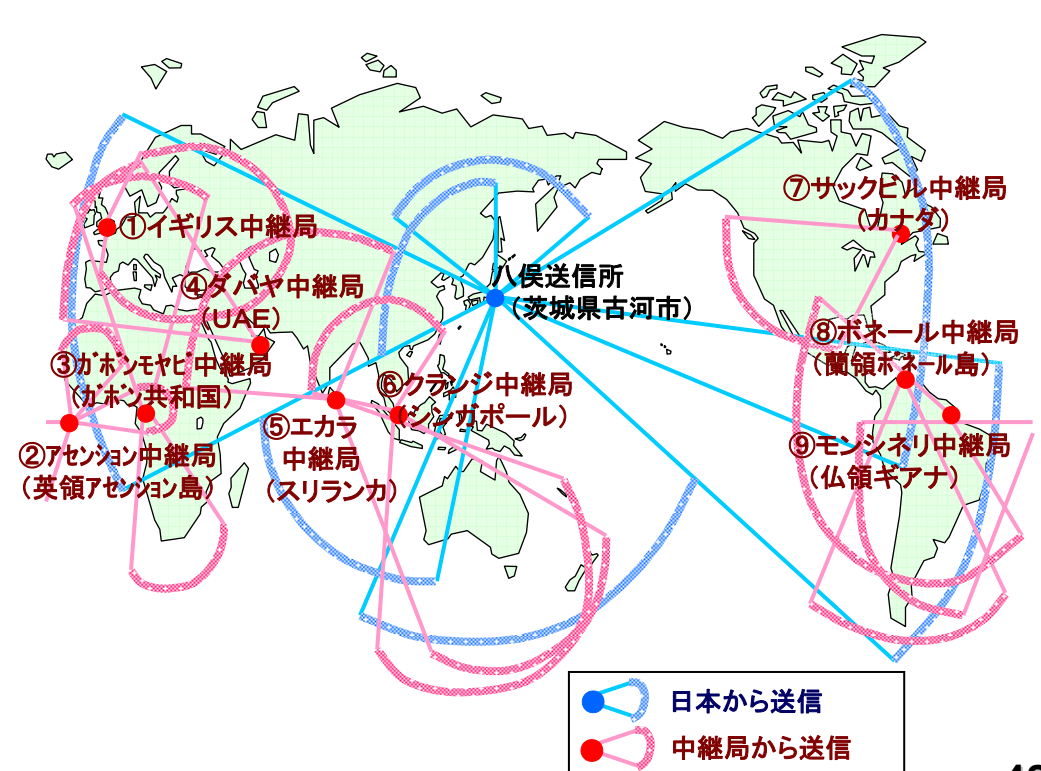
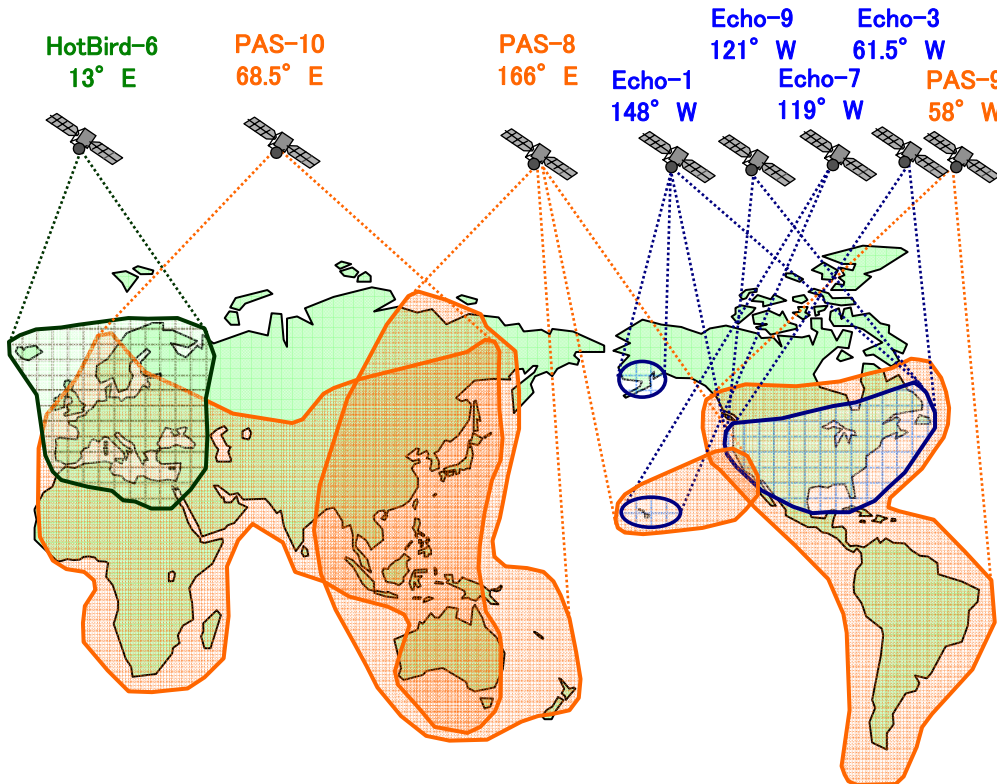


## ①委託協会国際放送業務(テレビ)

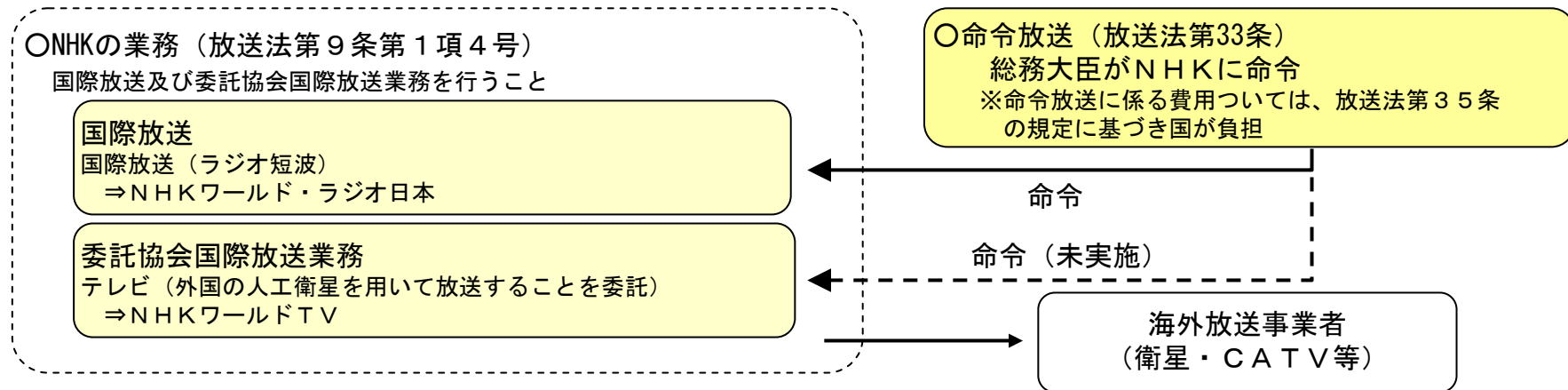
- ・放送時間 1日24時間 (Cバンド、全放送区域)  
 (この他、  
 1日7.5時間程度 (Kuバンド)  
 1日7時間程度実施 (Kuバンド))
- ・予算規模 29億円
- ・実施形態 外国衛星を利用した無料のテレビ国際放送「NHKワールドTV」
- ・使用言語 2言語 (英語・日本語)
- ・放送区域 在留邦人の居住地域をほぼ100%カバー
- ・使用衛星 パナムサット社 (PAS-8、9、10)、エコスター社 (Echo-1、3、7、9)、ユーテルサット社 (HotBird-6)

## ②国際放送業務(短波ラジオ)

- ・放送時間 1日延べ65時間 (うち、命令放送: 29.5時間)
- ・予算規模 90億円 (うち政府交付金22.5億円 (H18予定額))
- ・実施形態 NHKは、自主放送と併せ、総務大臣による命令放送 (放送法第33条) を「NHKワールド・ラジオ日本」として放送。  
 命令放送に係る費用については、放送法第35条の規定に基づき国が負担。
- ・使用言語 22言語
- ・放送区域 地域向け (17区域)、一般向け (全区域)
- ・送信施設 国内送信所 (八俣送信所) 1か所、海外中継局9か所



## Ⅱ－４－２ 国際放送の放送法上の位置付け



### ○放送法

（業務）

第9条 協会は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～三 （略）

四 国際放送及び委託協会国際放送業務を行うこと。

（国際放送等の実施の命令等）

第33条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送を行うべきことを命じ、又は委託して放送をさせる区域、委託放送事項その他必要な事項を指定して委託協会国際放送業務を行うべきことを命ずることができる。

2 協会は、前項の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に委託する場合において、必要と認めるときは、当該外国放送事業者との間の協定に基づきその者に係る中継国際放送を行うことができる。

3 （略）

（国際放送等の費用負担）

第35条 前二条の規定により協会の行う業務に要する費用は、国の負担とする。

2 前二条の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内でしなければならない。

## Ⅱ-4-3 国際放送等の主な番組



### NHKワールドTV

ニュース、解説、ドキュメンタリーを中心に放送

◎番組例



おはよう日本 (英字幕)  
ニュースをリアルタイムで放送



WHAT'S ON JAPAN  
(英・日 2ヶ国語)  
時事問題、流行、世相、スポーツまで、  
「日本のいま」を放送



海外安全情報(日本語)  
NHKの取材と外務省の情報に基づき、安  
全な海外渡航と滞在のための番組



プロフェッショナル 仕事の流儀  
(英・日 2ヶ国語)  
ドキュメンタリー

### NHKワールドプレミアム

NHKのニュース・情報番組に加え、娯楽番組、子供向け番組、スポーツ、文化・芸能などさまざまな番組を配信

◎番組例



連続テレビ小説  
(ドラマ)



大相撲中継



おかあさんといっしょ



のど自慢

※NHKワールド・プレミアムを放送している衛星放送局やケーブルテレビ局などと契約

### NHKワールド・ラジオ日本

世界中どの地域でも聞ける日本語・英語の「General Service」と21言語で各地域向けに放送する「Regional Service」による短波放送

◎番組例

日本語番組

TOKYO発きょうの日本

日本国内の動きをタイムリーに伝えるニュース

海外安全情報

安全な海外渡航と滞在のための番組

地球ラジオ

世界各地の日本人から寄せられる話題など、電話や電子メールで参加する双方向番組

のど自慢



英語番組

Japan & the 44 Minutes

日本のいまを伝える英語情報番組

Basic Japanese For You

初級者向けの日本語学習番組

Japan Music Archives

日本の音楽の移り変わりを、伝統・文化や暮らしの情報とともに紹介



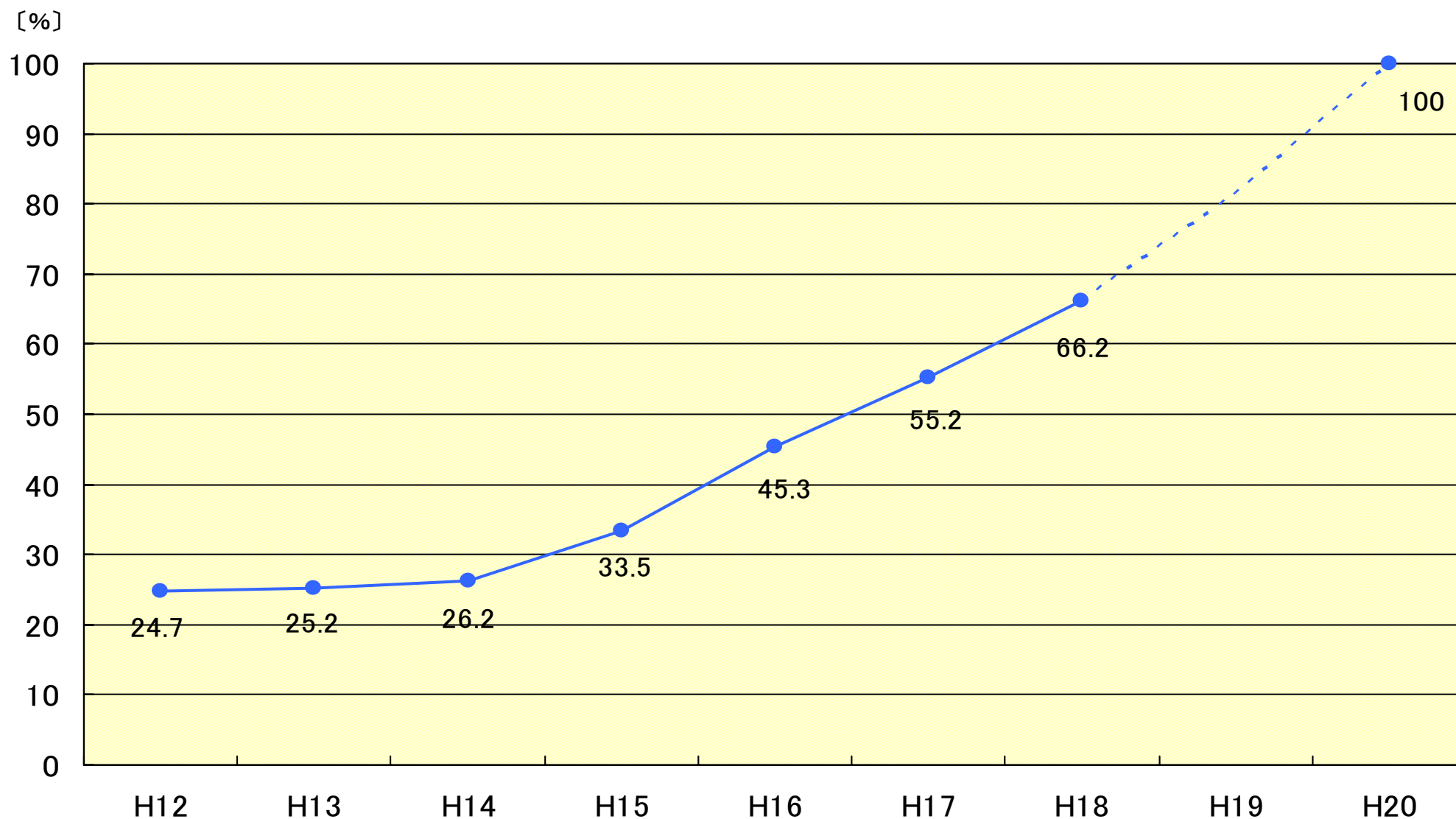
英語以外の言語の番組

ラジオジャパンフォーカス

世界情勢をはじめ、国内の政治・経済、社会問題など幅広い分野の最新情報をタイムリーに伝える情報番組。インターネットと連動。



## Ⅱ-4-4 テレビ国際放送の英語化率の推移について



注1 数値はH18年度までは予算ベース、H20年度は計画値

注2 英語化率は、英語字幕及び日英2カ国語放送を含んだ数値

## Ⅱ-4-5 主要国のテレビ国際放送



国名	サービス名（実施機関） 〔経営形態〕	放送時間 （日）	使用言語	CH数	財源	運営経費 （※）
日本	NHKワールドTV（日本放送協会） 〔公共放送〕	24	日本語、英語	1	受信料	29億円
アメリカ	ボイス・オブ・アメリカ （BBG：政府の放送管理委員会） 〔国営放送〕	24	24	1	政府予算	約174億円 （ラジオを含む）
イギリス	BBCワールド（BBCワールド社） 〔BBCの商業部門（BBCの100%子会社）〕	24	英語	1	広告収入、視聴契約料	約95億円
ドイツ	DW-tv（ドイチェ・ベレ） 〔公共放送〕	24	ドイツ語、英語 スペイン語、アラビア語	1	政府交付金	約352億円 （ラジオを含む）
	ジャーマンTV（ドイチェ・ベレ、ARD、ZDF） 〔公共放送〕	24	ドイツ語	1		
フランス※	フランス国際情報チャンネル（CFII）	24	フランス語、英語、 （アラビア語、スペイン語に ついては検討中）	未定	政府交付金	87億円 （2006年）
	TV5（TV5モンド） 〔仏F2、F3にスイス、ベルギーなどの公共放送が出 資する株式会社〕	24	フランス語	1	政府資金 視聴契約料	約120億円
	CFI：カール・フランス・インターナショナル（同左） 〔政府系持ち株会社傘下の株式会社〕	—	フランス語、英語 アラビア語、ポルトガル語	—	政府交付金	約27億円
イタリア	RAIインターナショナル（同左） 〔RAIの子会社〕	24	イタリア語	4	非公表	非公表
中国	CCTV（同左） 〔国営放送〕	24	中国語、英語 スペイン語、フランス語	3	CCTV予算	非公表
韓国	アリランTV（KIBF：韓国国際放送交流財団） 〔財団法人〕	24	英語、韓国語 アラビア語	2	放送振興基金、政府 交付金、広告収入等	約45億円
	KBSワールド（KBS） 〔公共放送〕	24	韓国語 （一部英語字幕）	1	受信料、広告収入 視聴契約料等	約2億円

※ フランスにおいては、公共放送フランステレビジョンと商業放送TF1の共同出資による「CFII（仮称）」を設立し、ニュース専門チャンネル「仏版CNN」の放送を2006年末までに開始する予定（運営費は全額政府交付金でまかなう予定）。

注1：日本は平成17年度予算、ドイツは2003年予算。その他はNHK調べ。

注2：1ドル＝110円、1ユーロ＝135円、1ウォン＝0.1円で換算。

## Ⅱ-4-6 主要国のラジオ国際放送



国名	放送実施機関 (経営形態)	放送時間 (1日平均)	使用言語	送信施設	海外中継局 (※1)	財源	運営経費 (※2)
日本	日本放送協会 (公共放送)	65時間	22	短波10台	9ヶ所(交換及び借用中継局)	受信料 政府交付金	90億円
アメリカ	ボイス・オブ・アメリカ(VOA) (国営放送)	143時間	44	短波112台 中波11台	17ヶ所	政府予算	約174億円 (テレビを含む)
イギリス	ワールド・サービス放送協(BBC) (公共放送)	180時間	43	短波75台 中波7台	7ヶ所	政府交付金	約486億円
ドイツ	ドイチェ・ヴェレ (公共放送)	103時間	30	短波30台 中波1台 FM1台	4ヶ所	政府交付金	約352億円 (テレビを含む)
フランス	ラジオ・フランス・アンテナショナル (RFI) (公共放送)	106時間	20	短波16台 中波1台	1ヶ所	政府交付金 番組提供料	約171億円
イタリア	RAIインターナショナル (RAIの子会社)	90時間	26	不明	不明	非公表	非公表
中国	中国国際ラジオ(CRI) (国営放送)	211時間	43	不明	不明	政府予算	非公表
韓国	KBS (公共放送)	11時間	10	短波10台 その他中波	3ヶ所	受信料 広告収入	約4億円

※1 確認できた分のみ

※2 日本は平成17年度予算、英・仏・独は2003年予算、韓は2004予算。米はNHK調べ。

注：1ドル=110円、1ポンド=200円、1ユーロ=135円、1ウォン=0.1円で換算。

## II-4-7 NHK、BBC、CNNの海外情報発信の比較



### 映像配信における海外情報発信の比較

		NHK		BBC		CNN
事業形態		公共放送		公共放送 (BBCの子会社が実施)		タイムワナーグループの企業
財源		受信料等		広告料、視聴料		広告料、視聴料
サービス名		NHKワールドTV (無料)	NHKワールド・プレミアム (有料) ※ 現地衛星・CATV事業者への番組提供	BBCワールド (広告・有料)	BBCプライム (有料) ※ 現地衛星・CATV事業者への番組提供	CNN (広告・有料) ※ 現地衛星・CATV事業者への番組提供
言語		日本語・英語 (現在の英語化率は約66% であるが3年以内に100%)	主に日本語	英語	英語	英語、ドイツ語、スペイン語、アラビア語、トルコ語、日本語、韓国語
番組内容		ニュース・情報番組 (約70%) (約30%)	ニュース・情報・娯楽番組	ニュース・情報番組	娯楽番組等	ニュース
対象時間		24時間	24時間	24時間	24時間	24時間
対象地域		全世界	全世界	全世界	欧州・中東・アフリカ	全世界
視聴世帯等	視聴可能世帯数	7,200万世帯	—	2億5,600万世帯	—	—
	契約数	—	1,525万件	—	1,460万件	2億6,000万件

※フランスにおいては、公共放送フランステレビジョンと商業放送TF1の共同出資による「CFII(仮称)」を設立し、ニュース専門チャンネル「仏版CNN」の放送を2006年末までに開始する予定(運営費は全額政府交付金でまかなう予定)。

## II-4-8 BBCの国際放送



### BBC

#### BBC World Service (ラジオ国際放送)

職員数	2,347人(2005年)
放送内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英語を含む43ヶ国語で全世界で実施</li> <li>・短波、FM、インターネット等の媒体で実施</li> </ul> <p>* 2006年3月までに10言語を廃止し、その分の交付金で2007年からテレビのアラビア語放送を実施予定</p>
聴取者数	全世界(週間平均): 約1億4900万人(2005年) (短波: 約9700万人、短波以外: 5000万人超 (2003年))
財源	政府(外務省)交付金 約478億円【財源の約99%】(2005年度)

#### 商業サービス

1996年特許状第3条(c)  
【主務大臣の事前承認による商業サービスとしての通信・放送サービス】

100%

2002年7月承認

#### BBC COMMERCIAL HOLDINGS Ltd

1979年 前進のBBC Enterprises設立  
1995年1月再編・設立

2002年12月設立

100%

#### BBC World Ltd

100%

#### BBC Worldwide Ltd

#### BBC World (テレビ国際放送)

放送内容	英語による24時間ニュース・報道番組
視聴者数	約1億2700万世帯で24時間視聴可 (他に約1億4300万世帯で一部視聴可)
財源	加入料 + 一部広告収入
売上高	約52億円(2003年度推計)【約33億円の赤字計上】
子会社等	日本、シンガポール、オーストラリア、インド等地域ごとにあり

#### 番組販売、チャンネル展開

業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番組関連書籍・CD等の出版</li> <li>・BBCの番組の国内外販売</li> <li>・現地の衛星・ケーブルによる放送事業の実施</li> </ul>
職員数	1773人(1999年度:BBC World分社前の時点)
放送内容	娯楽・教養 (一部有料展開)
売上高	約1412億円(2004年度)
本体への還元額	約290億円(2004年度) <BBC本体の番組制作への投資など>

※ 1ポンド=200円換算



## Ⅱ-4-9 フランス国際情報チャンネル

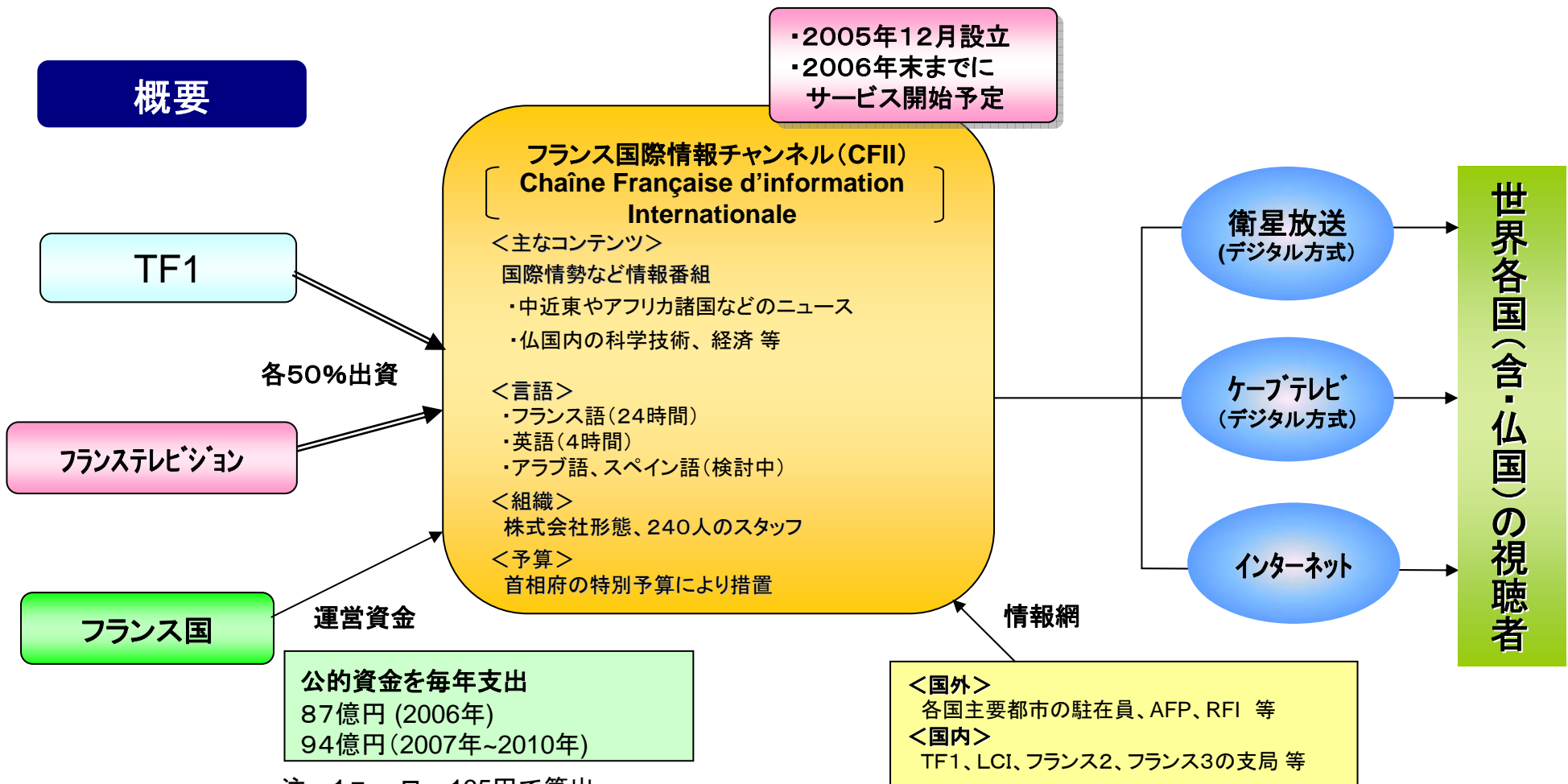


### 目的

ヨーロッパでの出来事や同時に複数の国に関連するような事柄に特に重点を置きつつ、世界各国のニュースに関する多角的な情報を提供すること。

※ ジャック・シラク共和国大統領が長年にわたり支援し、高い関心を寄せてきたプロジェクト

### 概要



注：1ユーロ=135円で算出



## Ⅱ－5 アーカイブの有効利用について

### Ⅱ－5－1 アーカイブの有効利用について

# Ⅱ-5-1 アーカイブの有効利用について



アーカイブにおける番組保存・公開の状況	番組の二次利用の取り組み	今後の課題																																			
<p>1 NHKの保有する過去のニュース・番組 平成16年度末現在</p> <table border="1" data-bbox="136 392 725 675"> <thead> <tr> <th></th> <th>ニュース (千項目)</th> <th>番組 (千番組)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 国</td> <td>3,337</td> <td>548</td> </tr> <tr> <td>NHKアーカイブス(川口)</td> <td>583</td> <td>408</td> </tr> <tr> <td>放送センター(渋谷)</td> <td>676</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2,078</td> <td>95</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 「番組公開ライブラリー」での公開 ○埼玉県川口市のNHKアーカイブス等44か所 (18年度中に57か所に拡大予定)において、権利 処理済みのNHKの過去の放送番組を公開。 ○入場者数 16万6千人(17.4~18.2) ○公開番組数 約5,700本(テレビ・ラジオ)(18.4現在)</p> <p>3 NHKのニュースや番組内での使用 1日約1千件</p>		ニュース (千項目)	番組 (千番組)	全 国	3,337	548	NHKアーカイブス(川口)	583	408	放送センター(渋谷)	676	45	その他	2,078	95	<p>①CATV事業者等への提供 &lt;概要&gt; (平成16年度)</p> <table border="1" data-bbox="813 387 1402 754"> <thead> <tr> <th>番組提供</th> <th>事業者</th> <th>放送局/本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">番組提供</td> <td>CATV事業者</td> <td>129放送局 6,400本</td> </tr> <tr> <td>CS事業者</td> <td>13放送事業者 5,200本</td> </tr> <tr> <td>VOD事業者 (18.2現在)</td> <td>14事業者 各事業者は 330本の中から選択</td> </tr> <tr> <td>海外(有償)</td> <td>5,900本</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">素材提供</td> <td>海外(無償)</td> <td>2,300本</td> </tr> <tr> <td>内外の放送事業者</td> <td>1,300件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放送大学、企業等</td> <td>1,300件</td> </tr> </tbody> </table> <p>②株モバイル放送への番組提供 (平成16年度より、毎日8時間)</p> <p>③アルジャジーラ教育チャンネルへの教育ソフト提供 (平成17年度)</p> <p>④WEBサイトにより映像素材を販売する「BBCモーションギャラリー」を通じた映像素材を海外提供</p> <p>⑤新聞社のデータベースへの過去のニュース原稿の提供</p> <p>(今後の取り組み)</p> <p>①ブロードバンドを使用して全国の小中学校に視聴覚教材を配信する総務省の実験に参加。学校放送番組など3,400本を提供。(平成18年度より)</p> <p>②大学との間でNHKの番組資産を活用する共同研究を計画。</p> <p>(参 考)</p> <p>NHKホームページの月間アクセス数・・・約3億ページビュー (BBC:約25億ページビュー)</p>	番組提供	事業者	放送局/本数	番組提供	CATV事業者	129放送局 6,400本	CS事業者	13放送事業者 5,200本	VOD事業者 (18.2現在)	14事業者 各事業者は 330本の中から選択	海外(有償)	5,900本	素材提供	海外(無償)	2,300本	内外の放送事業者	1,300件		放送大学、企業等	1,300件	<p>1 著作権の権利処理ルールの未整備 インターネットで番組を供給する場合、今は著作権の権利処理のルールが未整備。</p> <p>2 ガイドライン上の制約 NHKが行うインターネット利用は、総務省が定めるガイドライン上の制約(年額10億円程度、利用期間の制限等)があり、過去のアーカイブ番組は無料であってもインターネットで提供できないことになっている。</p> <p>3 費用の利用者負担の仕組みの欠如 二次利用するための費用(公開・還元の手段、権利処理)を受信料で負担する場合には一定の限度がある。一方、NHKの場合は、利用者に費用を直接負担してもらって番組を提供することは認められていない。</p> <p>4 公正競争への配慮 NHKが有料または無料で番組を提供することは、公正競争の観点からも留意が必要。</p>
	ニュース (千項目)	番組 (千番組)																																			
全 国	3,337	548																																			
NHKアーカイブス(川口)	583	408																																			
放送センター(渋谷)	676	45																																			
その他	2,078	95																																			
番組提供	事業者	放送局/本数																																			
番組提供	CATV事業者	129放送局 6,400本																																			
	CS事業者	13放送事業者 5,200本																																			
	VOD事業者 (18.2現在)	14事業者 各事業者は 330本の中から選択																																			
	海外(有償)	5,900本																																			
素材提供	海外(無償)	2,300本																																			
	内外の放送事業者	1,300件																																			
	放送大学、企業等	1,300件																																			



## Ⅱ－6 技術開発について

### Ⅱ－6－1 技術開発について

## Ⅱ－6－1 技術開発について



業務内容・根拠	○ 公共放送の研究機関として、視聴者のメリットを最優先に、長期的な視野に立った研究を推進 ○ 放送局に所属することにより、視聴者のニーズや放送現場を熟知した研究機関として、基礎から実用化まで一貫した研究開発（放送法第9条（業務）「放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究」）
研究者数	259名（平成17年度要員数）
研究予算額	107億円（平成18年度。人件費・研究設備費用を含む）。うち、事業費53億円（平成17年度55億円）。
保有特許数	1085件（国内690件、外国395件）（平成16年度末現在）

主な研究成果 （例）	<b>新しい放送方式</b>	<b>情報バリアをなくすマイノリティサービス</b>	<b>放送現場へ適用する研究</b>	<b>デバイスや人間科学に関する基礎研究</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハイビジョン</li> <li>・衛星放送</li> <li>・デジタル放送</li> <li>・スーパーハイビジョン</li> <li>・立体テレビ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障害者のための字幕サービス</li> <li>・視覚障害者のための解説放送</li> <li>・高齢者のための話速変換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高感度カメラ※</li> <li>・高速度カメラ</li> <li>・中継用伝送システム</li> <li>・バーチャルスタジオ</li> <li>※ 高感度カメラの技術は、医療現場でも応用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PDP 薄型テレビ</li> <li>・フレキシブルディスプレイ</li> <li>・視聴覚メカニズムの解明</li> </ul>

成果活用に向けた取組		<b>特許実施許諾</b>	<b>ノウハウ実施許諾</b>	<b>技術協力等による技術移転</b>
	件数	241件 （平成16年度末現在、保有特許の22%）	91件 （平成16年度末現在）	32件 （平成16年度末現在）
事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FMデータ多重技術（カーナビのVICS）</li> <li>・話速変換技術（ラジオ、テレビ）</li> <li>・HARP高感度撮像技術（医療分野）</li> <li>・地上デジタル放送機の補償技術 等</li> <li>・デジタル放送受信機の構成に関する技術（契約交渉中）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放送用字幕作成システム</li> <li>・ハイビジョンデジタルインターフェース機器</li> <li>・ディスク型ランダムアクセス映像編集装置</li> <li>・デジタル放送画質改善 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地上デジタル放送関連技術 （移動受信測定、建造物受信障害予測ほか）</li> <li>・光導電膜評価技術</li> <li>・TV方式変換技術</li> <li>・画質改善技術 等</li> </ul>	

共同研究の実施状況	＜共同研究件数の推移＞					
	年度	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
	共同研究件数	32	34	38	50	50
平成17年度の例では、全体の4割（21件）がメーカー、3割（16件）が大学。						
※共同研究は、互いに相手先の専門技術やノウハウなどを利用して共同で研究することを目的としており、分担された研究をそれぞれの負担で実施。どちらかが一方的に負担を強いられることはない。						